

令和 8 年

奈良市議会 3 月定例会  
提出議案

奈良市



# 目 次

奈良市報告第 9 号	株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について……………	1
〳 第 10 号	奈良市市街地開発株式会社の事業計画の報告について……………	12
〳 第 11 号	公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画の報告に ついて……………	18
〳 第 12 号	一般財団法人奈良市総合財団の事業計画の報告につい て……………	28
奈良市議案第 16 号	令和 8 年度奈良市一般会計予算……………	44
〳 第 17 号	令和 8 年度奈良市国民健康保険特別会計予算……………	56
〳 第 18 号	令和 8 年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算……………	60
〳 第 19 号	令和 8 年度奈良市介護保険特別会計予算……………	63
〳 第 20 号	令和 8 年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会 計予算……………	67
〳 第 21 号	令和 8 年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算……………	70
〳 第 22 号	令和 8 年度奈良市サマルカンド交流事業特別会計予算……………	73
〳 第 23 号	令和 8 年度奈良市病院事業会計予算……………	(別冊)
〳 第 24 号	令和 8 年度奈良市水道事業会計予算……………	(別冊)
〳 第 25 号	令和 8 年度奈良市下水道事業会計予算……………	(別冊)
〳 第 26 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条 例の整理に関する条例の制定について……………	76
〳 第 27 号	奈良市附属機関設置条例の一部改正について……………	78
〳 第 28 号	奈良市行政手続条例の一部改正について……………	79
〳 第 29 号	奈良市手数料条例の一部改正について……………	81
〳 第 30 号	奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 利用者負担等に関する条例の一部改正について……………	82
〳 第 31 号	奈良市国民健康保険条例の一部改正について……………	84
〳 第 32 号	奈良市介護保険条例の一部改正について……………	93
〳 第 33 号	奈良市自転車駐車場条例の一部改正について……………	98
〳 第 34 号	奈良市道路占用料に関する条例等の一部改正について……………	100

奈良市議案第 35 号	奈良市公民館条例の一部改正について……………	109
〳 第 36 号	奈良市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例の 一部改正について……………	110
〳 第 37 号	奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の 一部改正について……………	111
〳 第 38 号	包括外部監査契約の締結について……………	113
〳 第 39 号	市道路線の廃止について……………	114
〳 第 40 号	市道路線の認定について……………	120
〳 第 41 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	141
〳 第 42 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	142
〳 第 43 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	143
〳 第 44 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	144
〳 第 45 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	145
〳 第 46 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	146
	(欠番)	
〳 第 48 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について……………	149
〳 第 49 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について……………	151
奈良市諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	153
〳 第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	155
〳 第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	157
〳 第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	159

## 株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社奈良市清美公社の事業計画を次のとおり報告する。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和8年度事業計画書

# 令和8年度株式会社奈良市清美公社事業計画書

自 令和8年4月1日

至 令和9年3月31日

## 1. 事業方針

株式会社奈良市清美公社は、公益事業所として公共への奉仕をモットーに生活環境の保全と美化の推進に寄与しようとするものである。業務を誠実に遂行するとともに、公共下水道の普及に伴い、し尿収集運搬及び浄化槽清掃業務が減少する社会情勢下において、一層これに代わる業務の拡大と開発に努め、事業の効率化を図り、財務体質の不断の見直しにより経営の安全性を確保していく。

## 2. 事業内容

次の各受託業務及び受託外許認可業務等を実施する。

### (1) 受託業務

○し尿収集運搬及び手数料の徴収に関する業務

○公園・広場等の清掃、公衆便所の清掃、地下道等の清掃に関する業務

○アダプトプログラム、グリーンサポートによるごみ収集運搬に関する業務

○東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅及び奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ収集運搬、月ヶ瀬地域を除く奈良市内全域及び環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源（空き缶・空きびん・ペットボトル・飲料用紙パック）収集運搬及び再生資源処理場における再生資源の選別・処理に関する業務

○犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

### (2) 受託外許認可業務等

○浄化槽の清掃等に関する業務

## 3. 業務の方針

### (1) 受託業務

業務の運営については、常に適正な処理を行い、市民の生活環境をより清潔に保ち、公衆衛生の向上を目標に、その効率的運用を図る。

(2) 受託外許認可業務等

浄化槽の清掃等については、浄化槽法施行規則第3条の規定に基づいて行い、実施にあたっては計画的かつ円滑な運用を図る。

4. 作業計画

(1) 受託業務

① し尿収集運搬については、対象家庭の状況及び交通事情等を勘案し、早朝からの作業を行い、受託外許認可業務等との連携を図り、全車両の効率的な運用を図る。

また、汲取手数料の徴収事務については、口座振替制度への移行を促進し、収納率の向上を図る。

○汲取作業件数（月平均）

種別	当年度	前年度	増減
定額制汲取	601件	667件	△66件
一般従量制汲取	52件	55件	△3件
事業所等従量制汲取	212件	229件	△17件

② 公園・広場等の清掃業務については、当社現有諸機（器）材と人員の効率的な運用により作業を実施する。

○都市公園、ちびっ子広場、広場緑地、近隣公園

当年度	前年度	増減
693か所	680か所	13か所

③ 公衆便所の清掃業務については、利用者の状況を考慮し、早朝作業による効率的な運用により業務を実施する。

・近鉄高の原駅前

当年度	前年度	増減
1か所	1か所	0か所

④ 地下道等清掃業務については、利用状況等を考慮し、計画的に実施する。

- ・ 近鉄新大宮駅前地下道
- ・ 近鉄新大宮駅西側地下道
- ・ J R 平城山駅旅客通路
- ・ J R 平城山駅西側歩道橋
- ・ 近鉄高の原駅歩道橋及び広場
- ・ 近鉄学園前駅前歩道橋

当年度	前年度	増減
(6か所)	(6か所)	
13,792㎡	13,792㎡	0㎡

⑤ 東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅及び奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ、月ヶ瀬地域を除く奈良市内全域及び環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源収集運搬及び再生資源処理場における再生資源の選別・処理の各業務については、収集計画等に基づき実施する。

○家庭ごみ

（対象：東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、奈良市市街地の一部）

当年度	前年度	増減
66,000世帯	66,000世帯	0世帯

○再生資源（対象：月ヶ瀬地域を除く市内全域）

当年度	前年度	増減
166,500世帯	166,500世帯	0世帯

○環境清美センター内再生資源回収コーナー

当年度	前年度	増減
1か所	1か所	0か所

- ⑥ 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務については、保健所の指導・指示のもと、迅速かつ効率的に実施する。

(2) 受託外許認可業務等

- ① 浄化槽清掃業務については、受託業務との連携を図り、効率的な運用により作業を実施する。(件数は月平均)

当年度	前年度	増減
275件	363件	△88件

(3) 作業体制

① 従業員数

職名	当年度	前年度	増減
事務職	9名(内臨時4)	10名(内臨時5)	△1名
現業職	120名(内臨時72)	122名(内臨時74)	△2名
合計	129名(内臨時76)	132名(内臨時79)	△3名

② 車両台数

車種	当年度	前年度	増減
バキューム車	11台	12台	△1台
パッカー車	31台	31台	0台
貨物車 他	28台	29台	△1台
営業車	3台	3台	0台
合計	73台	75台	△2台

5. 事業予算の概要

(収入の部)

① 受託事業収入 (単位：千円)

受託事業名	当年度	前年度	増減
し尿収集運搬及び手数料徴収事務	162,000	156,000	6,000

受託事業名	当年度	前年度	増減
公園・広場等清掃業務	63,514	61,367	2,147
アダプトプログラム・グリーンサポートごみ収集	2,737	2,684	53
公衆便所清掃業務	1,246	1,246	0
地下道等清掃業務	3,803	3,803	0
月ヶ瀬・都祁・東部・精華地域等一般家庭ごみ収集運搬業務	58,784	58,784	0
中高層住宅一般家庭ごみ収集運搬業務	79,651	79,651	0
市街地家庭系ごみ収集運搬業務	198,612	198,612	0
一般家庭ごみ収集地域の大型ごみ収集運搬業務	14,314	14,304	10
東部地域再生資源収集運搬業務	4,222	4,079	143
市街地地域再生資源収集運搬業務	199,219	189,981	9,238
再生資源選別及び処理業務	20,422	19,800	622
環境清美センター内再生資源分別及び運搬業務	3,519	3,400	119
犬・猫等の捕獲・運搬・飼育業務	19,470	18,704	766
受託事業収入合計	831,513	812,415	19,098

② 受託外許認可事業等収入

(単位：千円)

事業名	当年度	前年度	増減
浄化槽清掃業務収入	62,026	63,143	△ 1,117
受託外許認可事業等収入合計	62,026	63,143	△ 1,117

③ 事業外収入

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
受取利息	57	57	0
雑収入	105	105	0
事業外収入合計	162	162	0

収入合計 (上記①～③の合計)

(単位：千円)

収入合計	当年度	前年度	増減
	893,701	875,720	17,981

## (支出の部)

## ① 事業直接費

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
人件費	503,951	486,128	17,823
福利厚生費	16,250	17,474	△ 1,224
燃料費	34,214	38,314	△ 4,100
事故整理費	700	700	0
保険料	7,573	4,438	3,135
旅費交通費	44	44	0
雑費	260	260	0
法定福利費	82,884	80,536	2,348
被服費	8,473	6,822	1,651
修繕費	46,400	48,620	△ 2,220
公租公課	6,636	6,491	145
消耗品費	6,162	8,152	△ 1,990
賃借料	1,560	3,200	△ 1,640
減価償却費	20,607	19,998	609
合 計	735,714	721,177	14,537

## ② 一般管理費

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
人件費	61,683	57,574	4,109
福利厚生費	1,849	1,919	△ 70
水道光熱費	2,184	2,155	29
保険料	223	157	66
旅費交通費	219	84	135
通信費	2,113	2,396	△ 283
図書費	288	288	0
会議費	210	244	△ 34
支払手数料	7,877	7,804	73
減価償却費	3,725	2,517	1,208
法定福利費	8,559	7,930	629
公租公課	1,628	2,022	△ 394

科目	当年度	前年度	増減
修繕費	869	790	79
消耗品費	1,419	1,419	0
燃料費	294	335	△41
交際費	145	145	0
広告費	1,565	1,565	0
調査研究費	20	20	0
賃借料	6,089	4,984	1,105
雑費	59	59	0
合 計	101,018	94,407	6,611

③ 事業外費用

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
雑損失	133	133	0
消費税	83,673	81,558	2,115
合 計	83,806	81,691	2,115

④ 予備費

(単位：千円)

予備費	当年度	前年度	増減
	0	0	0

費用合計 (上記①～④の合計)

(単位：千円)

費用合計	当年度	前年度	増減
	920,538	897,275	23,263

当期利益金 (収入合計－費用合計)

(単位：千円)

当期利益金	当年度	前年度	増減
	△26,837	△21,555	△5,282

# 予 定 貸 借 対 照 表

令和9年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	475,591	487,666	△ 12,075	
未収入金	7,300	6,789	511	
受託事業未収金	75,219	73,499	1,720	
手数料未収金	1,674	1,699	△ 25	
前払費用	356	467	△ 111	
貯蔵品	1,700	1,443	257	
仮払法人税等	0	0	0	
立替金	0	0	0	
貸倒引当金	△ 500	△ 487	△ 13	
流動資産合計	561,340	571,076	△ 9,736	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	76,106	57,558	18,548	
建物附属設備	2,887	3,332	△ 445	
構築物	5,512	2,552	2,960	
機械器具	0	0	0	
車両運搬具	15,074	13,033	2,041	
什器備品	2,678	2,383	295	
電話設備	604	755	△ 151	
土地	41,963	41,963	0	
有形固定資産合計	144,824	121,576	23,248	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	6	6	0	
地役権	300	300	0	
ソフトウェア	2,728	60	2,668	
無形固定資産合計	3,034	366	2,668	
(3) 投資その他の資産				
出資金	140	140	0	
長期貸付金	3,292	3,397	△ 105	
保証金	10	10	0	
リサイクル預託金	672	642	30	
投資その他の資産合計	4,114	4,189	△ 75	
固定資産合計	151,972	126,131	25,841	
資産合計	713,312	697,207	16,105	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
Ⅱ 負債の部				
1. 流動負債				
前受金	3	6	△ 3	
未払金	36,263	33,155	3,108	
未払法人税等	71	71	0	
預り金	7,071	5,222	1,849	
仮受金	275	322	△ 47	
手数料未払金	1,857	1,828	29	
未払消費税	14,350	12,880	1,470	
修繕引当金	164,200	154,450	9,750	
流動負債合計	224,090	207,934	16,156	
2. 固定負債				
退職給与引当金	198,166	183,960	14,206	
固定負債合計	198,166	183,960	14,206	
負債合計	422,256	391,894	30,362	
Ⅲ 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	10,000	10,000	0	
利益剰余金	281,056	295,313	△ 14,257	
利益準備金	2,500	2,500	0	
任意積立金	0	0	0	
繰越利益剰余金	278,556	292,813	△ 14,257	
純資産合計	291,056	305,313	△ 14,257	
負債及び正味財産合計	713,312	697,207	16,105	

# 予 定 損 益 計 算 書

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
受託事業収入	755,922	738,559	17,363	
浄化槽収入	53,944	55,441	△ 1,497	
高压洗浄収入	0	0	0	
建物清掃収入	0	0	0	
売上高合計	809,866	794,000	15,866	
売上原価				
事業直接原価	735,714	721,177	14,537	
売上原価合計	735,714	721,177	14,537	
売上総利益	74,152	72,823	1,329	
販売費及び一般管理費	101,018	94,407	6,611	
営業利益	△ 26,866	△ 21,584	△ 5,282	
営業外収益				
受取利息	57	57	0	
受取配当金	0	0	0	
雑収入	105	105	0	
営業外収益合計	162	162	0	
営業外費用				
支払利息	0	0	0	
雑損失	133	133	0	
営業外費用合計	133	133	0	
経常利益	△ 26,837	△ 21,555	△ 5,282	
特別利益				
貸倒引当金戻入益	0	0	0	
退職給与引当金戻入益	0	0	0	
特別利益合計	0	0	0	
特別損失				
資産廃棄損	0	0	0	
貸倒引当金繰越損	9	6	3	
貸倒損失	0	22	△ 22	
退職給与引当金繰入損	0	0	0	
特別損失合計	9	28	△ 19	
税引前当期純利益	△ 26,846	△ 21,583	△ 5,263	
法人税、住民税及び事業税	172	70	102	
当期純利益	△ 27,018	△ 21,653	△ 5,365	

奈良市市街地開発株式会社の  
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、奈良市市街地開発株式会社の事業計画を次のとおり報告する。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 令和8年度事業計画書

# 令和 8 年度奈良市市街地開発株式会社事業計画書

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 3 1 日

## 1. 事業方針

奈良市市街地開発株式会社は、市内における新しい都市拠点の形成を目指し、地域社会と調和した都市づくりを推進するため設立された。市街地再開発事業による J R 奈良駅前再開発第 1 ビルの商業床の管理運営、近鉄学園前駅南地区再開発ビル管理組合業務の代行、並びに奈良市営西部会館駐車場の管理運営等を行っている。

令和 8 年度は、社会情勢の変化を見据えながら、管理品質の向上及びコスト対策を強化するとともに、管理運営力の向上を図り、健全な経営を効率的かつ効果的に維持する。併せて、事業収益の安定確保と商業エリアへの集客拡大に努め、関係団体との連携を強化し、誰もが利用しやすい空間の実現を目指すことで、地域の発展と都市機能の向上に貢献する。

## 2. 事業内容

- J R 奈良駅前再開発第 1 ビル商業床の管理運営
- 近鉄学園前駅南地区再開発ビルの管理業務
- 近鉄学園前駅南地区再開発ビル各施設の設備管理、清掃業務
- 奈良市営西部会館駐車場の管理運営
- 前各号に関連又は付帯する事業

## 3. 業務の方針

### (1) ビル管理運営業務

ビル管理運営については、地域の商業、文化、交流の核としての役割を果たすことを目指し、多様な世代に対応した施設の提供を通じて、駅周辺の発展に寄与する。

### (2) 駐車場管理運営業務

駐車場設備について定期的なメンテナンスを行い、利用者に快適で安全な駐車環境

を提供し、サービス向上と運営管理の質的改善を常に意識した業務を行う。

#### 4. 事業予算の概要

令和8年度は、JR奈良駅前再開発第1ビルの商業施設等の収入の維持確保、経費削減に努めることにより、当期の利益金は850千円を見込む。

(収入の部)

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
事業収入	204,020	199,390	4,630
(内訳) 商業床等管理収入	127,950	125,970	1,980
学園前再開発ビル受託収入	44,870	43,420	1,450
建物管理業務収入	31,200	30,000	1,200
事業外収入	300	10	290
収入合計	204,320	199,400	4,920

(支出の部)

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
総費用	203,470	197,190	6,280
(内訳) 人件費	17,920	17,400	520
福利厚生費	3,400	3,500	△ 100
委託費	71,320	69,580	1,740
賃借料	54,670	53,600	1,070
共益費	42,600	38,000	4,600
販促費	600	600	0
消耗品費	1,200	1,500	△ 300
通信費	450	600	△ 150
燃料費	20	20	0
減価償却費	1,800	1,800	0
修繕費	2,000	2,000	0
会議費	20	20	0

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減
手数料	2,700	2,750	△ 50
公租公課	3,000	4,000	△ 1,000
諸会費	50	100	△ 50
旅費交通費	20	20	0
保険料	250	250	0
雑費	1,450	1,450	0
支出合計	203,470	197,190	6,280

(当期利益金)

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
当期収支差額	850	2,210	△ 1,360

# 予 定 貸 借 対 照 表

令和9年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金及び預金	221,523	222,703	△ 1,180	
未収金	1,800	200	1,600	
未収入金	6,000	5,900	100	
前払費用	5,035	5,035	0	
流動資産合計	234,358	233,838	520	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	15,865	15,865	0	
建物付属設備	27,548	27,548	0	
車両運搬具	795	795	0	
什器備品	1,037	1,037	0	
減価償却累計額	△ 31,900	△ 30,100	△ 1,800	
有形固定資産合計	13,345	15,145	△ 1,800	
(2) 投資その他の資産				
保証金	13	13	0	
投資その他の資産合計	13	13	0	
固定資産合計	13,358	15,158	△ 1,800	
資産合計	247,716	248,996	△ 1,280	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	3,000	3,300	△ 300	
未払外注費	6,150	5,980	170	
未払費用	2,500	2,500	0	
前受金	4,800	4,800	0	
預り金	0	0	0	
売上預り金	9,500	9,600	△ 100	
未払い法人税等	1,800	3,700	△ 1,900	
流動負債合計	27,750	29,880	△ 2,130	
2. 固定負債				
預り保証金	33,786	33,786	0	
固定負債合計	33,786	33,786	0	
負債合計	61,536	63,666	△ 2,130	
III 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	100,000	100,000	0	
資本剰余金	18,700	18,700	0	
利益剰余金	67,480	66,630	850	
繰越利益剰余金	67,480	66,630	850	
(うち当期純利益)	(850)	(2,210)	△ 1,360	
純資産合計	186,180	185,330	850	
負債及び純資産合計	247,716	248,996	△ 1,280	

## 予 定 損 益 計 算 書

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
商業床等管理収入	127,950	125,970	1,980	
学園前再開発ビル受託収入	44,870	43,420	1,450	
建物管理業務	31,200	30,000	1,200	
売上高合計	204,020	199,390	4,630	
売上原価				
当期製品製造原価	191,680	183,780	7,900	
売上原価合計	191,680	183,780	7,900	
販売費及び一般管理費	9,990	9,710	280	
営業利益	2,350	5,900	△ 3,550	
営業外収益				
受取利息	295	5	290	
雑収入	5	5	0	
営業外収益合計	300	10	290	
経常利益	2,650	5,910	△ 3,260	
税引前当期純利益	2,650	5,910	△ 3,260	
法人税、住民税及び事業税	1,800	3,700	△ 1,900	
当期純利益	850	2,210	△ 1,360	

公益財団法人奈良市生涯学習財団の  
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画を次のとおり報告する。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

1 令和8年度事業計画書

# 令和8年度公益財団法人奈良市生涯学習財団事業計画書

自 令和8年4月1日

至 令和9年3月31日

## 1. 事業方針

公益財団法人奈良市生涯学習財団は、市民の教養の向上、健康の増進、情操を豊かにすること、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する事業並びに児童を健全育成する事業を実施するとともに、市民目線での施設運営を行い、組織的な学習環境の醸成及び子どもにやさしいまちづくりを促進する。

特に、少子高齢・人口減少社会から派生する今日的な諸課題に鑑み、社会教育を基盤とした「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」を推進し、学校・園、各種団体や様々な関連施設と連携・協働して、住民自治の土壌を耕し、持続可能な地域共生社会の実現を目指す。

## 2. 事業内容

### (1) 受託事業

奈良市から指定を受け、指定管理者として事業方針に基づいた事業を展開する。

#### ○公民館

自由で主体的な組織的学習の機会を通して、市民の人生をより豊かにするとともに、社会や地域の課題を自分事として受けとめ、市民自らが対話を通じて解決に向けて行動する力を向上させることを目指す。

また、地域団体や学校・園等と現状や課題を共有し、その課題解決に向けた取組をすることにより、地域の持続可能な発展に寄与する。

さらに、子どもから高齢者まで幅広い世代や障害者・外国人など多様な人々が、いつでも気軽に利用でき、人々の交流と相互理解、共生につながる地域の拠点となるための取組を進める。

令和8年度より、奈良市公共施設予約システムが本格的に稼働し、インターネット上でも生涯学習センター・公民館の施設予約ができるようになり、利便性が向上すること

を機として公民館の新規利用者の開拓につなげる。

また、青少年の居場所と自習スペースを整備し、効果的な広報により若年層の利用を促進して、新規利用者の獲得を目指す。

さらに、子どもの参画ネットワーク奈良と協働で行っている「次世代の社会参画推進事業」では、子どもが社会の仕組みを楽しく学ぶ企画を引き続き実施する。

なお、令和8年度は、施設ごとに策定している5年間の計画の4年目に当たり、これまでの成果・課題を踏まえ、目標達成に向けた取組を着実に進める。

[指定管理施設]

奈良市生涯学習センター	奈良市立中部公民館	奈良市立西部公民館
奈良市立南部公民館	奈良市立三笠公民館	奈良市立田原公民館
奈良市立富雄公民館	奈良市立柳生公民館	奈良市立若草公民館
奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市立興東公民館	奈良市立春日公民館
奈良市立二名公民館	奈良市立京西公民館	奈良市立平城西公民館
奈良市立伏見公民館	奈良市立富雄南公民館	奈良市立平城公民館
奈良市立飛鳥公民館	奈良市立都跡公民館	奈良市立登美ヶ丘南公民館
奈良市立平城東公民館	奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市立都祁公民館

計24施設

○男女共同参画センター

男女共同参画社会の実現を推進するための活動拠点として、市民の男女共同参画社会への意識向上を図るための啓発と学習機会を提供し、それぞれの能力を発揮できる豊かで活力ある社会形成に向けて取り組む。

令和8年度は、男女共同参画に関する各種事業を開催する。具体的には、男女共同参画週間に合わせたパネル展の開催、女性活躍推進・男女共同参画のための講座を実施する。

また、活動団体等の自主的な活動の場、情報の収集と提供の場、学習支援及び交流の場など、市民が積極的に参画できる環境を整備する。

[指定管理施設]

奈良市男女共同参画センター

計1施設

## ○西部会館市民ホール

市民が気軽に文化芸術に触れることができる施設として、多様な市民ニーズに応じた利用の促進に努めるとともに、人生が豊かになるよう市民に文化活動の情報を提供し、興味・関心を高めて振興を図る。

令和8年度は、市民が主体となって文化芸術活動を気軽に披露できるよう、ピアノの試弾会等を開催するとともに、市民一人ひとりが文化に親しむ機会を増やすために、大学や市内公民館等と連携して事業を実施する。

これらの方策を着実にいき、より一層、情報発信に注力することで、文化芸術活動に親しむ機会の拡充を図り、市民の文化に対する意識の高揚を促す。

[指定管理施設]

奈良市西部会館市民ホール

計1施設

## ○児童館

0歳から18歳未満の児童の自尊感情や自己肯定感、自主性・社会性など生きるための力を育み、児童の年齢や発達に応じた声を尊重しつつ、保護者や地域の人々とともに児童の発達を支援し、心身の健やかな成長及び自立を促していく。

令和8年度は、子育て家庭の孤立や育児不安が高まる中で、子育て相談やこまめな声掛けなど日常的な子育て支援を行うことで、課題の早期発見や問題発生の予防的な機能を果たす。

また、児童にとって学校でも家庭でもない第三の居場所として、遊びと生活の援助をするとともに、学習習慣づくりを行う。

さらに、児童館の対象でありながら比較的利用が少ない中学生や高校生、不登校など様々な課題を抱えた子ども等の現状やニーズを把握し、子どもの居場所としての機能を充実させる。

これらにより、市全域からの新規利用を促進する環境の整備を行う。

[指定管理施設]

奈良市古市児童館 奈良市横井児童館 奈良市東之阪児童館 奈良市大宮児童館

計4施設

(2) 自主事業

奈良市の関連諸施策や関係機関等との連携を図り、多様な学習ニーズに応えることのできる学習機会の提供を目指す。

また、当財団の取組をより多くの人々にPRするとともに外部収入を獲得するため、職員の専門性や特技を生かし、講師派遣等の事業展開を行う。

さらに、自主財源の確保と事業内容の充実のため、外部資金による事業開催にも取組を進める。

# 収 支 予 算 書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業活動収入	820,973	793,874	27,099	
基本財産運用収入	10	15	△ 5	
基本財産利息収入	10	15	△ 5	
協定事業収入	815,258	788,278	26,980	
指定管理受託収入	814,393	787,523	26,870	
講座受講料収入	865	755	110	
補助金等収入	0	0	0	
補助金収入	0	0	0	
自主事業収入	5,110	5,110	0	
講師派遣収入	100	100	0	
事業収入	4,910	4,910	0	
助成金収入	100	100	0	
雑収入	595	471	124	
受取利息	110	15	95	
雑収入	485	456	29	
経常収益計	820,973	793,874	27,099	
(2) 経常費用				
事業費	787,353	775,051	12,302	
人件費	526,062	513,582	12,480	
役員報酬	1,200	1,200	0	
給料	165,166	164,710	456	
賃金	181,523	170,187	11,336	
職員手当	74,095	74,750	△ 655	
福利厚生	71,948	71,241	707	
賞与引当金繰入	32,130	31,494	636	
事業経費	261,291	261,469	△ 178	
諸謝金	9,552	9,844	△ 292	
旅費交通費	355	360	△ 5	
消耗品費	8,145	8,526	△ 381	
燃料費	1,242	1,215	27	
賄材料費	35	25	10	
会議費	445	328	117	
印刷製本費	770	941	△ 171	
光熱水料費	62,235	65,040	△ 2,805	
修繕費	5,103	6,599	△ 1,496	
医薬材料費	46	54	△ 8	
通信運搬費	4,625	4,378	247	
減価償却費	24,306	22,340	1,966	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
手数料	3,850	3,604	246	
保険料	2,053	2,002	51	
委託費	87,859	87,161	698	
賃借料	5,342	4,859	483	
負担金	128	127	1	
広告料	0	10	△ 10	
租税公課	45,200	44,056	1,144	
管理費	33,620	28,824	4,796	
人件費	23,725	23,299	426	
役員報酬	1,200	1,200	0	
給料	7,711	7,747	△ 36	
賃金	6,832	6,333	499	
職員手当	3,477	3,535	△ 58	
福利厚生	3,115	3,098	17	
賞与引当金繰入	1,390	1,386	4	
管理経費	9,895	5,525	4,370	
諸謝金	130	130	0	
旅費交通費	178	171	7	
消耗品費	52	66	△ 14	
燃料費	56	53	3	
光熱水料費	2,819	2,804	15	
通信運搬費	170	155	15	
手数料	523	523	0	
保険料	173	0	173	
委託費	4,835	658	4,177	
賃借料	766	757	9	
負担金	114	132	△ 18	
租税公課	79	76	3	
経常費用計	820,973	803,875	17,098	
当期経常増減額	0	△ 10,001	10,001	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	△ 10,001	10,001	
一般正味財産期首残高	6,673	16,674	△ 10,001	
一般正味財産期末残高	6,673	6,673	0	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	0	
III 正味財産期末残高	56,673	56,673	0	

# 予 定 貸 借 対 照 表

令和 9 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	112,055	124,098	△ 12,043	
未収金	215	311	△ 96	
貯蔵品	176	272	△ 96	
立替金	1,330	1,302	28	
流動資産合計	113,776	125,983	△ 12,207	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000	50,000	0	
基本財産合計	50,000	50,000	0	
(2) 特定資産				
施設修繕等積立資産	0	0	0	
退職給付引当資産	8,472	6,936	1,536	
特定資産合計	8,472	6,936	1,536	
(3) その他固定資産				
リース資産	35,840	16,644	19,196	
その他固定資産合計	35,840	16,644	19,196	
固定資産合計	94,312	73,580	20,732	
資産合計	208,088	199,563	8,525	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	33,687	44,089	△ 10,402	
預り金	4,690	4,716	△ 26	
賞与引当金	33,520	32,880	640	
リース債務	21,605	10,934	10,671	
未払消費税等	10,966	11,681	△ 715	
流動負債合計	104,468	104,300	168	
2. 固定負債				
リース債務	14,235	5,710	8,525	
退職給付引当金	32,712	32,880	△ 168	
固定負債合計	46,947	38,590	8,357	
負債合計	151,415	142,890	8,525	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
地方公共団体補助金	50,000	50,000	0	
指定正味財産合計	50,000	50,000	0	
(うち基本財産への充当額)	50,000	50,000	0	
2. 一般正味財産				
正味財産合計	6,673	6,673	0	
負債及び正味財産合計	56,673	56,673	0	
負債及び正味財産合計	208,088	199,563	8,525	

# 予定正味財産増減計算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業活動収入	820,973	793,874	27,099	
基本財産運用収入	10	15	△ 5	
基本財産利息収入	10	15	△ 5	
協定事業収入	815,258	788,278	26,980	
指定管理受託収入	814,393	787,523	26,870	
講座受講料収入	865	755	110	
補助金等収入	0	0	0	
補助金収入	0	0	0	
自主事業収入	5,110	5,110	0	
講師派遣収入	100	100	0	
事業収入	4,910	4,910	0	
助成金収入	100	100	0	
雑収入	595	471	124	
受取利息	110	15	95	
雑収入	485	456	29	
経常収益計	820,973	793,874	27,099	
(2) 経常費用				
事業費	787,353	775,051	12,302	
人件費	526,062	513,582	12,480	
役員報酬	1,200	1,200	0	
給料	165,166	164,710	456	
賃金	181,523	170,187	11,336	
職員手当	74,095	74,750	△ 655	
福利厚生	71,948	71,241	707	
賞与引当金繰入	32,130	31,494	636	
事業経費	261,291	261,469	△ 178	
諸謝金	9,552	9,844	△ 292	
旅費交通費	355	360	△ 5	
消耗品費	8,145	8,526	△ 381	
燃料費	1,242	1,215	27	
賄材料費	35	25	10	
会議費	445	328	117	
印刷製本費	770	941	△ 171	
光熱水料費	62,235	65,040	△ 2,805	
修繕費	5,103	6,599	△ 1,496	
医薬材料費	46	54	△ 8	
通信運搬費	4,625	4,378	247	
減価償却費	24,306	22,340	1,966	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
手数料	3,850	3,604	246	
保険料	2,053	2,002	51	
委託費	87,859	87,161	698	
賃借料	5,342	4,859	483	
負担金	128	127	1	
広告料	0	10	△ 10	
租税公課	45,200	44,056	1,144	
管理費	33,620	28,824	4,796	
人件費	23,725	23,299	426	
役員報酬	1,200	1,200	0	
給料	7,711	7,747	△ 36	
賃金	6,832	6,333	499	
職員手当	3,477	3,535	△ 58	
福利厚生	3,115	3,098	17	
賞与引当金繰入	1,390	1,386	4	
管理経費	9,895	5,525	4,370	
諸謝金	130	130	0	
旅費交通費	178	171	7	
消耗品費	52	66	△ 14	
燃料費	56	53	3	
光熱水料費	2,819	2,804	15	
通信運搬費	170	155	15	
手数料	523	523	0	
保険料	173	0	173	
委託費	4,835	658	4,177	
賃借料	766	757	9	
負担金	114	132	△ 18	
租税公課	79	76	3	
経常費用計	820,973	803,875	17,098	
当期経常増減額	0	△ 10,001	10,001	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	△ 10,001	10,001	
一般正味財産期首残高	6,673	16,674	△ 10,001	
一般正味財産期末残高	6,673	6,673	0	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	0	
III 正味財産期末残高	56,673	56,673	0	

一般財団法人奈良市総合財団の  
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奈良市総合財団の事業計画を次のとおり報告する。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

1 令和8年度事業計画書

# 令和8年度一般財団法人奈良市総合財団事業計画書

自 令和8年4月1日

至 令和9年3月31日

## 1. 事業方針

一般財団法人奈良市総合財団は、奈良市の公共施設の指定管理者として、利用者の立場に立った柔軟かつ安全な施設運営に努め、市民の多様なニーズに応じた利用環境の充実を図る。また、文化・スポーツ・武道の振興事業や奈良の歴史資産を活用した地域活性化事業、中小企業勤労者向けの福祉事業を展開し、文化の創造と市民福祉の向上を目指す。

当財団の運営財源に大きなウエイトを占める指定管理料については、令和7年度で指定管理期間が終了する勤労者総合福祉センターを令和8年度も引き続き管理することとなり、令和8年度の管理施設数は前年度と変わらないものの過去と比べて減少しており、財団の財政状況は極めて厳しく令和5年度以降赤字決算が続き、令和7年度決算においても不足が見込まれている。

令和8年度においては、人件費や物価高騰に対応するものとして指定管理料の予算増額が図られたが、全体としては収支不足の予算を計上することとなった。

このため、財団は資金財産を活用しつつ施設運営及び経営を維持しているものの資金残高は大幅に減少している。収支の回復に向けては、経営計画の策定、新規事業の創出や既存事業の見直し、収益性の確保、経費節減等に取り組んでいるが、依然として経営基盤は厳しい状況にある。

今後も、市民の要望に応え、市民文化の発展と地域社会の活性化に貢献するため、財団の事業の質を確保しつつ、経営基盤の安定化を目指し、さらなる経営改革を推進していくものである。

## 2. 事業内容

各施設の設立趣旨等を踏まえた管理運営と、文化の創造と福祉の増進に寄与することを目的として文化振興事業、スポーツ・武道振興事業、勤労者福祉サービス事業を推進する。

## (1) 文化振興事業

奈良市が策定した「第2次奈良市文化振興計画」に基づき、国際文化観光都市としての奈良の魅力と文化水準の向上並びにその発信に努める。あわせて、市民の美術鑑賞機会の充実や創作活動の活性化を促進し、豊かな地域社会の形成に寄与する。また、地域文化の継承と振興を図り、伝統と創造が調和する活力ある市民文化の発展に資する事業を展開する。

### ○なら100年会館

奈良県内最大級の客席数を誇るホールという特色を生かし、ニーズの高い公演・コンサートやイベントの誘致を積極的に行う。県内外から多数の来館者が見込まれるイベントを開催することで、物販・飲食・宿泊等、近隣地域での消費拡大を促し、地域経済の発展に好影響を与える取組を進め、奈良の文化芸術の創造的かつ総合的な拠点となるホールを目指す。

事業については、奈良発祥の能楽の普及・発展に寄与する「奈良の魅力再発見能楽普及事業」、伝統文化の保存、普及及び継承につながる「伝統芸能こども文化祭」や「和を学ぶ～子ども日本舞踊ワークショップ～」を実施する。また、芸術鑑賞等市民が広く文化に触れる機会の拡充として、親子で音楽を楽しめる「0歳から入れるファミリーコンサートwith大阪交響楽団」や「さかなクン ギョギョっとびっくり課外授業」を開催する。

さらに、学校や福祉施設等で音楽の素晴らしさを伝える社会包摂事業として「公共ホール現代ダンス活性化事業」や「アウトリーチ事業」、「なら100クラシックコンサート」を実施するほか、公益性を基とした地域との協働事業や各種講座、普段は見ることのできない会館の内側を見学できる「なら100年会館バックステージツアー」を行う。加えて、地域とともに防災意識の向上を図る「なら100防災コンサート」、奈良市内のファミリー向けに実施する「なら100ワンコイン子どもミュージカル」等、多様な事業を通じて文化振興を図る。

### ○奈良市美術館

観光複合商業施設の利便性を生かして、日常の延長線上で誰もが気軽に優れた芸術に触れられる場を提供し、主催の展覧会事業を通じて、市民文化の創造と振興の促進を図る。

事業については、奈良市教育委員会及び奈良市美術家協会との共催作品展や公募展「奈良市美術展覧会－市展なら－」を開催し、市民の創作発表を支援する。また、大学等との連携協力による各種講座や芸術文化の振興と発信の一環として奈良の奥深い魅力を紹介する「奈良市美術館講座」を開催し、知識と教養を深める機会を創出する。

また、近代奈良の歴史や生活文化を掘り下げて、奈良の魅力を再発見するシリーズ「奈良を観る」展を開催するほか、子どもから大人まで現代芸術を通して日常の見え方や感じ方に変化を与える鑑賞体験を目的とした展覧会を開催する。

#### ○奈良市杉岡華邨書道美術館

利用者に書道芸術の学習、書道作品等の鑑賞の機会を提供し、書道の普及向上及び市民文化の形成促進を図る。

事業については、杉岡華邨氏の顕彰と日本の書道文化を担う若手作家の発掘と育成を目的として令和7年度に創設された「なら華邨賞」の特別賞受賞者による三人展を開催する。また、成田山書道美術館所蔵作品による企画展や奈良教育大学の書道専攻学生が自由な発想で企画立案、制作する企画展等を館蔵品展とともに開催する。

講座やワークショップとしては、企画展に関連する内容や書道に関する幅広い分野をテーマにした書道文化講座やギャラリートーク、作品解説会、初心者から参加できるワークショップや実践的な作品制作のための書道実技講座、奈良教育大学仮名書道研究室の協力により「夏休み子どもクイズ」や書道体験ワークショップを開催する。

また、奈良市教育委員会と連携して開催する「ミニ華邨賞書道コンクール」や「ならまち年賀状コンクール」、友の会会員に対する情報発信、出張パネル展、動画配信等により書道の普及活動を行う。

#### ○奈良市ならまちセンター

市民ホールや図書館、市役所連絡所、カフェを併設した「ならまち」の中心的な複合施設として、喜びや感動、新たな発見が生まれる魅力的な拠点施設を目指す。

事業においては、奈良に縁のある演者を起用したコンサートや落語会をはじめ、共催事業としてNPO団体との協働企画「子どもおん祭」や、若年層に人気のある「声優トークイベント」等を実施する。さらに、市民の成果発表の場であり、地域交流のふれあいの場として「ならまち“いきいき”フェスティバル」等を開催する。

また、館内にある図書館やカフェと連携し、地域経済の活性化を目的とした「芝生広場活用プロジェクト」を展開するほか、センター1階の「コトナラボ」や、情報ス

ペース（ギャラリー）・エントランスを活用し、各種ワークショップ、アート作品展、ミニコンサート等を実施することで、来館者に文化芸術の魅力や素晴らしさを体験する機会を提供する。

#### ○入江泰吉記念奈良市写真美術館

奈良大和路を撮り続けた写真家・入江泰吉の写真作品を保存・整理し、展示公開する事業を継続的に実施するとともに、奈良から写真文化の発信を行う。

国内外で活躍する写真家も取り上げ、写真表現の多様性やその魅力を広く紹介する。

さらに、入江泰吉の収蔵品（フィルム、ガラス乾板、プリント等）褪色フィルムの修復、デジタル目録の運用を行う。

写真の教育・普及事業としては、「高畑デジタル写真倶楽部」をはじめとする各種講座を引き続き実施する。また、第七回入江泰吉記念写真賞の開催に向けた取組を進め、更なる写真文化の発展を目指す。これらの事業を通じて、奈良から世界へと写真文化を発信することに努める。

#### ○入江泰吉旧居

写真家・入江泰吉の人となり功績を顕彰する事業を、入江泰吉記念奈良市写真美術館と協働で展開する。また、立地を生かし、地域の活性化や観光資源の発掘に取り組むとともに、文化発信の拠点として奈良の深い歴史と文化を国内外に広く伝える。

[指定管理施設]

なら100年会館

奈良市美術館

奈良市杉岡華邨書道美術館

奈良市ならまちセンター

入江泰吉記念奈良市写真美術館

入江泰吉旧居

#### (2) スポーツ・武道振興事業

奈良市が策定した「第2期奈良市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツ及び武道の普及・振興を継続的かつ計画的に進めるとともに、市民が生涯にわたりスポーツに親しめる環境の充実を図る。あわせて、青少年の健全育成や利用者の心身の健康増進に寄与し、地域コミュニティの形成と活力ある社会づくりに資する事業を展開する。

#### ○奈良市鴻ノ池陸上競技場等17体育施設

第2期奈良市スポーツ推進計画の基本理念である「スポーツでまちづくり・ひとづくり」の実現に貢献すべく奈良市スポーツ協会・奥アンツーカー株式会社との管理共同体により管理運営を行う。

事業については、奈良市スポーツ協会加盟団体の協力による陸上競技、ソフトテニス、卓球、バドミントン等の競技スポーツ関連の教室、女性を対象とした「健康体操教室」や「やさしいヨガ教室」、小学生を対象としたトップアスリートとの交流を深めることのできる「バスケットボールスクール」、小・中学生を対象とした「室内サッカースクール」、年長から小学2年生までを対象とした「走り方教室」、小・中学生を対象とした「ラグビー体験会」を開催する。また軽スポーツの普及活動として「モルック大会」の開催や鴻ノ池スケートボードパーク、鴻ノ池ランニングステーションの運営を通じてイベントの充実、スポーツ活動の機会を提供し、子どもたちの運動能力向上、生活習慣病予防等の健康増進につなげる。

さらに、武道発祥の中心地として、剣道・柔道・なぎなた・槍・弓道等の各種武道関連団体との連携協力のもと、「武道教室」、「奈良市武道士用稽古会」、「奈良市寒稽古会」、「奈良市参禅会」を開催し、人格の形成、道徳心の向上、礼節を尊重する心の養成を図るとともに、武道人口の裾野の拡大及び武道の更なる発展・活性化に努める。

また、外国人観光客を対象にした弓道体験教室、弓道見学会、新たに「武道体験教室」としてなぎなた及び槍の体験教室を開催する。

#### ○奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール等18体育施設

スポーツを気軽に楽しむ機会を提供することで、市民の健康維持・増進を図るとともに運動に親しむきっかけを創出し、スポーツを通じたまちづくりを推進する。

事業については、屋内温水プールで、成人を対象に泳ぐ楽しさの啓発や健康促進を目的とした「水泳教室」、「水中健康運動教室」を開催する。体育館では、無理なく運動を楽しみ、健康増進に寄与する軽運動の教室として「ダンベル&健康運動教室」、「やさしいストレッチング教室」、「たのしいフロアウォーキング教室」、「エアロビクス教室」、「やさしいヨガ教室」を開催する。またトップアスリートとの交流を深めることのできる「バスケットボールスクール」を引き続き開催する。

[指定管理施設]

奈良市鴻ノ池球場  
奈良市緑ヶ丘球場  
奈良市中央体育館  
奈良市中央第二体育館  
奈良市南部生涯スポーツセンター体育館  
奈良市西部生涯スポーツセンター体育館  
奈良市鴻ノ池陸上競技場  
奈良市青山プール  
奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール  
奈良市柏木コート  
奈良市黒谷コート  
奈良市平城第一コート  
奈良市平城第二コート  
奈良市青山コート  
奈良市佐保山コート  
奈良市鴻ノ池コート  
奈良市西部生涯スポーツセンターコート  
奈良市南部生涯スポーツセンターコート  
奈良市中央武道場  
奈良市中央第二武道場  
奈良市弓道場  
奈良市柏木球技場  
奈良市黒谷球技場  
奈良市平城第一球技場  
奈良市平城第二球技場  
奈良市奈良阪球技場  
奈良市登美ヶ丘球技場  
奈良市西部生涯スポーツセンター球技場  
奈良市南部生涯スポーツセンター球技場  
奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場

奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート

奈良市鴻ノ池相撲場

奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス

奈良市鴻ノ池スケートボードパーク

奈良市鴻ノ池ランニングステーション

### (3) 勤労者福祉サービス事業

市内中小企業勤労者の福祉向上と生活の安定、余暇活用の充実を支援する福利厚生サービスを提供するとともに、奈良市勤労者総合福祉センターの運営を通じて、勤労者及び市民の教養・文化向上や健康増進、生涯学習や交流促進に資する事業を展開し、中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与する。

#### ○勤労者福祉サービスセンター事業部門

地域経済を支える中小企業勤労者を対象に、福祉の向上、余暇活用の充実及び生活の安定を図ることを目的として、総合的な福祉事業を実施する。

事業の推進にあたっては、会員制度「うえるびい奈良」の充実を図るとともに、新規会員の獲得に積極的に取り組む。

あわせて、人間ドック費用補助等による健康づくり支援に加え、旅行や各種イベント、レジャー施設の利用支援、趣味・教養講座の受講補助等を通じて、余暇の充実を図る事業を実施する。また、会員及びその家族を対象とした慶弔給付等の支援を行う。

さらに、全国中小企業勤労者福祉サービスセンターへ加盟することで、全国の協定施設を利用できるサービスをはじめ、多様で利便性の高いメニューを提供する。

これらの取組により、福利厚生の実現を図るとともに、企業の魅力向上や人材の確保・定着、勤労者の意欲向上につなげ、中小企業の振興と地域社会の活性化に貢献する。

#### ○奈良市勤労者総合福祉センター

勤労者及び市民を対象として、教養及び文化の向上並びに健康の維持・増進を図ることを目的に、各種事業を実施する。

自己啓発事業として「パソコン教室」や「陶芸教室」、生涯スポーツ事業として「社交ダンス教室」や「ヨガ教室」を開催するほか、子育て世代の親子を対象に、音楽を活用して五感を刺激し、親子のふれあいを通じてコミュニケーション能力や身体の

基礎づくりを育む「リトミック教室」を実施する。

また、新規事業としてテニス・バドミントン・卓球の要素を取り入れ、老若男女を問わず気軽に楽しめるニュースポーツである「ピククルボール教室」を開催する等、利用者の要望を取り入れながら、勤労者のスキルアップ及び健康づくりにつながる各種教室を展開していく。

[指定管理施設]

奈良市勤労者総合福祉センター

# 収 支 予 算 書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	433	63	370	
基本財産受取利息	433	63	370	
② 特定資産運用益	45	2	43	
特定資産受取利息	45	2	43	
③ 受取入会金	150	175	△ 25	
受取入会金	150	175	△ 25	
④ 受取会費	32,145	35,651	△ 3,506	
受取会費	32,145	35,651	△ 3,506	
⑤ 事業収益	144,037	145,162	△ 1,125	
入場料収益	32,120	34,356	△ 2,236	
受講料収益	70,762	75,702	△ 4,940	
利用料金収益	14,252	9,007	5,245	
出品料収益	600	600	0	
参加費収益	1,435	1,807	△ 372	
小売業収益	3,670	3,724	△ 54	
受取手数料	3,641	2,800	841	
事業受託収益	282	350	△ 68	
共催事業管理収益	13,360	12,985	375	
その他収益	3,915	3,831	84	
⑥ 受取補助金等	1,190,035	1,172,690	17,345	
受取指定管理料	1,161,033	1,146,688	14,345	
受取地方公共団体補助金	29,002	26,002	3,000	
⑦ 受取負担金	17,155	19,094	△ 1,939	
受取負担金	17,155	19,094	△ 1,939	
⑧ 雑収益	5,573	4,672	901	
受取利息	247	17	230	
雑収益	3,070	2,399	671	
運営協力金等収益	2,256	2,256	0	
経常収益計	1,389,573	1,377,509	12,064	

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費	1,386,843	1,386,197	646	
給料手当	393,070	391,182	1,888	
臨時雇賃金	61,026	59,855	1,171	
福利厚生費	74,433	73,894	539	
視察費	50	50	0	
旅費交通費	4,989	1,246	3,743	
通信運搬費	9,690	8,622	1,068	
減価償却費	5,914	5,907	7	
消耗什器備品費	390	395	△ 5	
消耗品費	25,544	26,918	△ 1,374	
修繕費	13,685	13,891	△ 206	
印刷製本費	10,887	10,863	24	
燃料費	1,450	1,449	1	
光熱水料費	291,125	279,846	11,279	
賃借料	22,355	22,293	62	
保険料	7,696	7,776	△ 80	
諸謝金	31,778	43,339	△ 11,561	
租税公課	50,630	49,768	862	
支払負担金	903	848	55	
支払助成金	43,104	47,665	△ 4,561	
委託費	320,882	325,736	△ 4,854	
会議費	20	110	△ 90	
支払手数料	8,312	6,923	1,389	
広告宣伝費	3,927	2,944	983	
仕入	2,103	1,666	437	
交際費	90	75	15	
原材料費	1,253	1,399	△ 146	
医薬材料費	1,401	1,401	0	
雑費	136	136	0	
② 管理費	44,112	68,613	△ 24,501	
役員報酬	2,659	2,683	△ 24	
給料手当	26,332	45,513	△ 19,181	
福利厚生費	5,458	9,074	△ 3,616	
研修費	161	172	△ 11	
旅費交通費	22	15	7	
通信運搬費	408	467	△ 59	
減価償却費	60	90	△ 30	
消耗品費	536	576	△ 40	
修繕費	8	8	0	
燃料費	40	43	△ 3	
賃借料	4,839	4,397	442	
保険料	205	5	200	
諸謝金	648	648	0	
租税公課	177	43	134	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
支払負担金	257	257	0	
委託費	2,008	4,296	△ 2,288	
支払手数料	194	188	6	
広告宣伝費	100	138	△ 38	
経常費用計	1,430,955	1,454,810	△ 23,855	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 41,382	△ 77,301	35,919	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 41,382	△ 77,301	35,919	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 41,382	△ 77,301	35,919	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 41,382	△ 77,301	35,919	
法人税、住民税及び事業税	71	71	0	
当期一般正味財産増減額	△ 41,453	△ 77,372	35,919	
一般正味財産期首残高	256,773	286,114	△ 29,341	
一般正味財産期末残高	215,320	208,742	6,578	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004	86,004	0	
指定正味財産期末残高	86,004	86,004	0	
III 正味財産期末残高	301,324	294,746	6,578	

# 予 定 貸 借 対 照 表

令和 9 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	157,524	206,546	△ 49,022	
現金	2,005	1,947	58	
普通預金	155,519	204,599	△ 49,080	
当座預金	0	0	0	
未収金	4,436	4,486	△ 50	
前払金	1,607	1,608	△ 1	
商品	3,037	2,986	51	
貯蔵品	803	1,007	△ 204	
流動資産合計	167,407	216,633	△ 49,226	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000	50,000	0	
基本財産合計	50,000	50,000	0	
(2) 特定資産				
財政変動準備積立金	119,000	132,000	△ 13,000	
減価償却引当預金	2,739	2,739	0	
書道芸術振興積立金	35,501	36,827	△ 1,326	
永年在会給付事業積立預金	4,351	4,351	0	
運営基金積立準備預金	5,803	5,803	0	
共済事業引当預金	51	51	0	
記念事業費積立預金	7,485	5,485	2,000	
特定資産合計	174,930	187,256	△ 12,326	
(3) その他の固定資産				
什器備品	194	312	△ 118	
リース資産	12,923	18,776	△ 5,853	
預託金	9	9	0	
その他固定資産合計	13,126	19,097	△ 5,971	
固定資産合計	238,056	256,353	△ 18,297	
資産の部合計	405,463	472,986	△ 67,523	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	78,704	101,137	△ 22,433	
前受金	855	1,055	△ 200	
預り金	11,657	9,241	2,416	
リース債務	5,853	5,853	0	
流動負債合計	97,069	117,286	△ 20,217	
2. 固定負債				
リース債務	7,070	12,923	△ 5,853	
固定負債合計	7,070	12,923	△ 5,853	
負債の部合計	104,139	130,209	△ 26,070	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	86,004	86,004	0	
指定正味財産合計	86,004	86,004	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000)	(50,000)	(0)	
(うち特定資産への充当額)	(36,004)	(36,004)	(0)	
2. 一般正味財産				
(うち特定資産への充当額)	215,320	256,773	△ 41,453	
(うち特定資産への充当額)	(138,926)	(151,252)	(△12,326)	
正味財産の部合計	301,324	342,777	△ 41,453	
負債及び正味財産合計	405,463	472,986	△ 67,523	

## 予定正味財産増減計算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	433	121	312	
基本財産受取利息	433	121	312	
② 特定資産運用益	45	152	△ 107	
特定資産受取利息	45	152	△ 107	
③ 受取入会金	150	118	32	
受取入会金	150	118	32	
④ 受取会費	32,145	34,327	△ 2,182	
受取会費	32,145	34,327	△ 2,182	
⑤ 事業収益	144,037	100,533	43,504	
入場料収益	32,120	5,691	26,429	
受講料収益	70,762	54,507	16,255	
利用料金収益	14,252	6,927	7,325	
出品料収益	600	532	68	
参加費収益	1,435	1,679	△ 244	
小売業収益	3,670	2,723	947	
受取手数料	3,641	4,525	△ 884	
事業受託収益	282	251	31	
共催事業管理収益	13,360	20,058	△ 6,698	
その他収益	3,915	3,640	275	
⑥ 受取補助金等	1,190,035	1,172,740	17,295	
受取指定管理料	1,161,033	1,146,688	14,345	
受取地方公共団体補助金	29,002	26,002	3,000	
事業受託収益	0	50	△ 50	
⑦ 受取負担金	17,155	17,598	△ 443	
受取負担金	17,155	17,598	△ 443	
⑧ 雑収益	5,573	8,359	△ 2,786	
受取利息	247	790	△ 543	
雑収益	3,070	5,209	△ 2,139	
運営協力金等収益	2,256	2,360	△ 104	
経常収益計	1,389,573	1,333,948	55,625	

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費	1,386,843	1,319,649	67,194	
給料手当	393,070	390,007	3,063	
臨時雇賃金	61,026	64,665	△ 3,639	
福利厚生費	74,433	70,967	3,466	
視察費	50	0	50	
旅費交通費	4,989	804	4,185	
通信運搬費	9,690	6,857	2,833	
減価償却費	5,914	5,959	△ 45	
消耗什器備品費	390	0	390	
消耗品費	25,544	18,685	6,859	
修繕費	13,685	10,060	3,625	
印刷製本費	10,887	6,869	4,018	
燃料費	1,450	1,022	428	
光熱水料費	291,125	293,079	△ 1,954	
賃借料	22,355	17,852	4,503	
保険料	7,696	6,636	1,060	
諸謝金	31,778	36,074	△ 4,296	
租税公課	50,630	53,699	△ 3,069	
支払負担金	903	715	188	
支払助成金	43,104	39,311	3,793	
委託費	320,882	286,072	34,810	
会議費	20	91	△ 71	
支払手数料	8,312	4,213	4,099	
広告宣伝費	3,927	1,755	2,172	
仕入	2,103	1,553	550	
交際費	90	75	15	
原材料費	1,253	1,239	14	
医薬材料費	1,401	1,375	26	
雑費	136	15	121	
② 管理費	44,112	52,570	△ 8,458	
役員報酬	2,659	2,596	63	
給料手当	26,332	34,163	△ 7,831	
福利厚生費	5,458	6,174	△ 716	
研修費	161	216	△ 55	
旅費交通費	22	15	7	
通信運搬費	408	394	14	
減価償却費	60	90	△ 30	
消耗品費	536	330	206	
修繕費	8	8	0	
印刷製本費	0	5	△ 5	
燃料費	40	32	8	
賃借料	4,839	3,068	1,771	
保険料	205	187	18	
諸謝金	648	648	0	
租税公課	177	99	78	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
支払負担金	257	221	36	
委託費	2,008	3,999	△ 1,991	
支払手数料	194	187	7	
広告宣伝費	100	138	△ 38	
経常費用計	1,430,955	1,372,219	58,736	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 41,382	△ 38,271	△ 3,111	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 41,382	△ 38,271	△ 3,111	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
雑損失	0	55	△ 55	
雑損失	0	55	△ 55	
経常外費用計	0	55	△ 55	
当期経常外増減額	0	△ 55	55	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 41,382	△ 38,326	△ 3,056	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 41,382	△ 38,326	△ 3,056	
法人税、住民税及び事業税	71	71	0	
当期一般正味財産増減額	△ 41,453	△ 38,397	△ 3,056	
一般正味財産期首残高	256,773	295,170	△ 38,397	
一般正味財産期末残高	215,320	256,773	△ 41,453	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004	86,004	0	
指定正味財産期末残高	86,004	86,004	0	
III 正味財産期末残高	301,324	342,777	△ 41,453	

## 令和8年度奈良市一般会計予算

令和8年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ195,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月27提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 市 税		57,764,040 <sup>千円</sup>
	1. 市 民 税	29,157,736
	2. 固 定 資 産 税	21,334,368
	3. 軽 自 動 車 税	736,023
	4. 市 た ば こ 税	1,789,924
	5. 入 湯 税	52,140
	6. 事 業 所 税	1,086,552
	7. 都 市 計 画 税	3,595,887
	8. 旧 法 に よ る 税	11,410
2. 地 方 譲 与 税		899,000
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	168,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	650,000
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	81,000
3. 利 子 割 交 付 金		350,000
	1. 利 子 割 交 付 金	350,000
4. 配 当 割 交 付 金		1,550,000
	1. 配 当 割 交 付 金	1,550,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,700,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,700,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		630,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	630,000

款	項	金 額
7. 地方消費税交付金		10,100,000 <sup>千円</sup>
	1. 地方消費税交付金	10,100,000
8. ゴルフ場利用税交付金		300,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	300,000
9. 国有提供施設等所在市町村助成交付金		3,300
	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,300
10. 地方特例交付金		541,000
	1. 地方特例交付金	539,000
	2. 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	2,000
11. 地方交付税		22,700,000
	1. 地方交付税	22,700,000
12. 交通安全対策特別交付金		50,000
	1. 交通安全対策特別交付金	50,000
13. 分担金及び負担金		775,311
	1. 分 担 金	5,575
	2. 負 担 金	769,736
14. 使用料及び手数料		2,748,914
	1. 使 用 料	2,008,496
	2. 手 数 料	740,418
15. 国庫支出金		37,765,966
	1. 国庫負担金	25,419,351
	2. 国庫補助金	3,442,795
	3. 国庫委託金	139,242
	4. 国庫交付金	8,764,578

款	項	金 額
16. 県 支 出 金		13,648,205 <sup>千円</sup>
	1. 県 負 担 金	7,624,303
	2. 県 補 助 金	2,719,979
	3. 県 委 託 金	144,245
	4. 県 交 付 金	3,159,678
17. 財 産 収 入		1,888,192
	1. 財 産 運 用 収 入	463,088
	2. 財 産 売 払 収 入	1,425,104
18. 寄 附 金		1,576,050
	1. 寄 附 金	1,576,050
19. 繰 入 金		5,816,845
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	280,474
	2. 基 金 繰 入 金	5,536,371
20. 諸 収 入		2,868,377
	1. 延滞金・加算金及び過料	230,000
	2. 預 金 利 子	72,663
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	735,053
	4. 雑 入	1,830,661
21. 市 債		31,324,800
	1. 市 債	31,324,800
歳 入 合 計		195,000,000

歳 出

款	項	金 額
1. 議 会 費		687,749 <sup>千円</sup>
	1. 議 会 費	687,749
2. 総 務 費		20,474,612
	1. 総 務 管 理 費	14,300,110
	2. 企 画 費	3,540,885
	3. 徴 税 費	1,497,633
	4. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	903,796
	5. 選 挙 費	115,481
	6. 統 計 調 査 費	45,137
	7. 監 査 委 員 費	71,570
3. 民 生 費		82,725,115
	1. 社 会 福 祉 費	38,499,172
	2. 児 童 福 祉 費	30,268,719
	3. 生 活 保 護 費	13,852,664
	4. 国 民 年 金 事 務 費	104,560
4. 衛 生 費		23,738,967
	1. 保 健 衛 生 費	4,562,433
	2. 保 健 所 費	817,393
	3. 清 掃 費	18,125,866
	4. 上 水 道 費	233,275
5. 労 働 費		107,014
	1. 労 働 諸 費	107,014

款	項	金 額
6. 農 林 水 産 業 費		949,258 <sup>千円</sup>
	1. 農 林 費	949,258
7. 商 工 費		1,114,898
	1. 商 工 費	1,114,898
8. 観 光 費		1,678,426
	1. 観 光 費	1,678,426
9. 土 木 費		15,352,473
	1. 土 木 管 理 費	282,113
	2. 道 路 橋 梁 費	7,412,209
	3. 河 川 費	381,139
	4. 都 市 計 画 費	5,468,001
	5. 下 水 道 費	844,770
	6. 住 宅 費	964,241
10. 消 防 費		6,082,238
	1. 消 防 費	6,082,238
11. 教 育 費		20,666,501
	1. 教 育 総 務 費	4,272,933
	2. 小 学 校 費	6,079,517
	3. 中 学 校 費	3,279,684
	4. 高 等 学 校 費	969,931
	5. 幼 稚 園 費	551,671
	6. 社 会 教 育 費	2,243,521
	7. 保 健 体 育 費	3,269,244

款	項	金額
12. 災害復旧費		62,000 <sup>千円</sup>
	1. 農林水産業施設 災害復旧費	32,000
	2. 土木施設災害復旧費	30,000
13. 公債費		19,263,655
	1. 公債費	19,263,655
14. 諸支出金		2,047,094
	1. 地元公共事業基金	812,953
	2. 財政調整基金	114,283
	3. 減債基金	119,858
	4. 公営企業貸付金	1,000,000
15. 予備費		50,000
	1. 予備費	50,000
歳出合計		195,000,000

## 第2表 債務負担行為

### 1. 新規分

事項	項	期間	限度額
議会だより印刷経費		令和8年度から 令和9年度まで	5,467 <sup>千円</sup>
奨学金返還支援補助金（令和9年度採用者分）		令和8年度から 令和18年度まで	22,800
職員貸与被服購入経費		令和8年度から 令和9年度まで	12,000
再生用紙A4（庁用）		令和8年度から 令和9年度まで	3,000円/箱に箱数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
再生用紙A3（庁用）		令和8年度から 令和9年度まで	3,750円/箱に箱数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
再生用紙B5（庁用）		令和8年度から 令和9年度まで	2,700円/箱に箱数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
再生用紙B4（庁用）		令和8年度から 令和9年度まで	4,650円/箱に箱数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額

事 項	期 間	限 度 額
角2封筒（庁用）	令和8年度から 令和9年度まで	千円 6.1円/枚に枚数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
角3封筒（庁用）	令和8年度から 令和9年度まで	6.6円/枚に枚数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
長3封筒（庁用）	令和8年度から 令和9年度まで	2.8円/枚に枚数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
長4封筒（庁用）	令和8年度から 令和9年度まで	3.3円/枚に枚数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
しみんだより印刷経費	令和8年度から 令和9年度まで	57,400
防犯カメラ電柱添架料	令和8年度から 令和12年度まで	264
RPA利用料	令和8年度から 令和9年度まで	10,000
ユニホーム等スポンサー広告料	令和8年度から 令和9年度まで	2,000
女性問題相談AIチャット窓口運営業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	1,900
鴻ノ池運動公園耐震性貯水槽設置工事	令和8年度から 令和9年度まで	370,000
妊産婦のタクシー利用促進事業委託	令和8年度から 令和10年度まで	500円にタクシー利用券利用枚数を乗じた額
奈良市中筋自転車駐車場管理運営委託	令和8年度から 令和9年度まで	18,000
事業所向け太陽光発電設備設置補助金	令和8年度から 令和9年度まで	104,000
住宅向け再エネ設備設置補助金	令和8年度から 令和9年度まで	161,250
災害時通信用IP無線機賃借料	令和8年度から 令和9年度まで	3,700
税額通知書印刷等経費	令和8年度から 令和9年度まで	20,000
知事及び県議会議員選挙費	令和8年度から 令和9年度まで	140,000
行旅死亡人葬祭委託	令和8年度から 令和9年度まで	4,350
生活困窮者等自立支援事業業務委託	令和8年度から 令和13年度まで	287,500
障害福祉窓口業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	15,000
後期高齢者健康診査受診券印刷等経費	令和8年度から 令和9年度まで	3,300
学習支援業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	14,300
フードバンク事業食糧調達経費	令和8年度から 令和9年度まで	113,400

事 項	期 間	限 度 額
児童手当業務委託	令和8年度から 令和13年度まで	180,000 <sup>千円</sup>
都南地域ほか1地域における地域子育て 支援拠点事業委託	令和8年度から 令和9年度まで	15,800
子育て世帯SNS相談業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	12,500
こども園・保育園給食食材調達経費	令和8年度から 令和9年度まで	10,000
こども園・保育園給食調理員等検便手数料	令和8年度から 令和9年度まで	593
こども園給食調理業務委託	令和8年度から 令和10年度まで	76,000
こども園・保育園・幼稚園産業廃棄物処理 業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗 じ、消費税及び地方消費税を加えた額
子どもセンター警備業務委託	令和8年度から 令和13年度まで	30,000
子どもセンター寝具賃借料	令和8年度から 令和9年度まで	3,500
一時保護所指導員検便手数料	令和8年度から 令和9年度まで	80
バンビーホーム産業廃棄物処理業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗 じ、消費税及び地方消費税を加えた額
放課後児童健全育成事業団体傷害保険料	令和8年度から 令和9年度まで	3,800
私立認定こども園施設整備費補助事業	令和8年度から 令和9年度まで	30,338
市営墓地一般廃棄物運搬業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	2,360
がん検診受診券印刷等経費	令和8年度から 令和9年度まで	8,000
がん検診等カルテ印刷経費	令和8年度から 令和9年度まで	2,600
家庭系ごみ収集運搬業務委託	令和8年度から 令和13年度まで	350,000
最終処分地浸出水処理用薬品購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	30,000
最終処分地濃縮塩運搬処理業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	50,000
環境清美工場焼却炉管理用薬品購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	104,000
環境清美工場高圧洗浄機賃借料	令和8年度から 令和9年度まで	1,000
環境清美工場ばい煙等測定分析手数料	令和8年度から 令和9年度まで	8,000
環境清美工場排ガス等ダイオキシン類測定 分析手数料	令和8年度から 令和9年度まで	7,500

事 項	期 間	限 度 額
衛生浄化センター浄化处理用薬品購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	12,400 <sup>千円</sup>
ごみ収集車両購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	65,000
大型ごみ収集車両購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	14,000
清美車両購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	14,000
焼却灰等運搬車両購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	33,000
資源物貯留運搬車両購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	20,000
D X 人材養成業務委託	令和8年度から 令和10年度まで	17,000
産業用地開発促進奨励金	令和8年度から 令和11年度まで	8,000
起業家支援業務委託	令和8年度から 令和11年度まで	55,500
修学旅行支援補助金	令和8年度から 令和10年度まで	9,000
包括的道路維持管理業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	196,000
河川維持補修経費	令和8年度から 令和9年度まで	5,000
公園樹木剪定業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	2,000
消防職員貸与被服購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	10,300
感染性廃棄物収集運搬手数料	令和8年度から 令和9年度まで	2,300
医療用酸素ボンベ購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	1,500
消防ポンプ自動車購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	128,000
興東地区スクールバス賃借料	令和8年度から 令和9年度まで	1,677
ストップいじめならダイヤル夜間休日業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	4,100
プログラミング学習教材導入経費	令和8年度から 令和9年度まで	6,666
児童用防犯ブザー購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	1,400
小学校教科用図書・指導書購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	806
小学校産業廃棄物処理業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額

事 項	期 間	限 度 額
中学校教科用図書・指導書購入経費	令和8年度から 令和9年度まで	1,022 <sup>千円</sup>
中学校産業廃棄物処理業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
高等学校産業廃棄物処理業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額
埋蔵文化財調査センター清掃業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	1,695
蛇行剣安定台製作委託	令和8年度から 令和9年度まで	16,500
(仮称)文化財センター建設事業設計業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	182,000
学校給食調理員等検便手数料	令和8年度から 令和9年度まで	1,200
学校給食食材調達経費	令和8年度から 令和9年度まで	741,918
東部地域学校給食食材配送業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	5,700
東部地域学校給食調理・配送業務委託	令和8年度から 令和18年度まで	518,000千円に物価変動及び税制度や金利の変化による増減額を加算した額
指定管理者による奈良市北人権・コミュニティセンターの管理に要する経費	令和8年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市古市児童館ほか3施設の管理に要する経費	令和8年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市斎苑 旅立ちの杜の管理に要する経費	令和8年度から 令和18年度まで	2,072,090千円に物価変動及び税制度や金利の変化による増減額を加算した額
指定管理者による奈良市七条コミュニティスポーツ会館の管理に要する経費	令和8年度から 令和12年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による旧柳生藩家老屋敷ほか2施設の管理に要する経費	令和8年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による中登美ヶ丘近隣公園の管理に要する経費	令和8年度から 令和27年度まで	133,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備事業	千円 589,200	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
文化振興施設整備事業	401,900	〃	〃	〃
スポーツ施設整備事業	734,900	〃	〃	〃
福祉施設整備事業	924,800	〃	〃	〃
保健衛生施設整備事業	119,500	〃	〃	〃
清掃施設整備事業	11,061,500	〃	〃	〃
労働福祉施設整備事業	2,900	〃	〃	〃
土地基盤整備事業	10,600	〃	〃	〃
商工施設整備事業	23,100	〃	〃	〃
観光施設整備事業	635,100	〃	〃	〃
道路事業	4,630,900	〃	〃	〃
河川事業	213,100	〃	〃	〃
都市計画事業	2,078,200	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	283,000	〃	〃	〃
消防施設整備事業	1,248,100	〃	〃	〃
義務教育施設整備事業	7,213,900	〃	〃	〃
中高一貫校施設整備事業	632,100	〃	〃	〃
社会教育施設整備事業	449,000	〃	〃	〃
学校給食施設整備事業	27,000	〃	〃	〃
災害復旧事業	46,000	〃	〃	〃
計	31,324,800			

## 令和8年度奈良市国民健康保険 特別会計予算

令和8年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,170,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3款事業費納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		6,729,843 <sup>千円</sup>
	1. 国民健康保険料	6,729,843
2. 使用料及び手数料		90
	1. 手 数 料	90
3. 県 支 出 金		24,978,623
	1. 県 補 助 金	24,978,623
4. 財 産 収 入		2,500
	1. 財 産 運 用 収 入	2,500
5. 繰 入 金		2,395,917
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,395,917
6. 諸 収 入		58,527
	1. 延 滞 金 及 び 過 料	8,000
	2. 雑 入	50,527
7. 市 債		4,500
	1. 市 債	4,500
歳 入 合 計		34,170,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		601,195 <sup>千円</sup>
	1. 総 務 管 理 費	473,002
	2. 賦 課 徴 収 費	127,657
	3. 運 営 協 議 会 費	536
2. 保 険 給 付 費		24,707,668
	1. 給 付 諸 費	24,707,668
3. 事 業 費 納 付 金		8,358,198
	1. 医 療 給 付 費 金 事 業 費 納 付 金	5,345,741
	2. 後 期 高 齢 者 支 援 金 事 業 費 納 付 金	2,141,322
	3. 介 護 納 付 金 事 業 費 納 付 金	667,917
	4. 子 ども ・ 子 育 て 支 援 金 事 業 費 納 付 金	203,218
4. 共 同 事 業 拠 出 金		9
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	9
5. 保 健 事 業 費		346,680
	1. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	311,272
	2. 保 健 事 業 費	35,408
6. 基 金 積 立 金		2,500
	1. 基 金 積 立 金	2,500
7. 諸 支 出 金		153,750
	1. 還 付 及 び 還 付 加 算 金	33,750
	2. 繰 出 金	120,000
歳 出 合 計		34,170,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
資格確認書印刷等経費	令和8年度から 令和9年度まで	千円 5,570
国民健康保険料通知書印刷等経費	令和8年度から 令和9年度まで	8,900
特定健康診査受診券印刷等経費	令和8年度から 令和9年度まで	2,500

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
賦課徴収事業	千円 4,500	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

## 令和8年度奈良市土地区画 整理事業特別会計予算

令和8年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,469,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国 庫 支 出 金		90,466 <sup>千円</sup>
	1. 国 庫 交 付 金	90,466
2. 清 算 金		1,623
	1. 清 算 金	1,623
3. 繰 入 金		1,059,411
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,059,411
4. 市 債		317,500
	1. 市 債	317,500
歳 入 合 計		1,469,000

歳 出

款	項	金 額
1. 西 大 寺 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費		1,927 <sup>千円</sup>
	1. 西 大 寺 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費	1,927
2. J R 奈 良 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費		780,800
	1. J R 奈 良 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費	780,800
3. 公 債 費		686,273
	1. 公 債 費	686,273
歳 出 合 計		1,469,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
J R 奈良 駅南地区 土地区画整理事業	千円  317,500	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

## 令和8年度奈良市介護保険 特別会計予算

令和8年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 保 險 料		8,392,418 <sup>千円</sup>
	1. 介 護 保 險 料	8,392,418
2. 国 庫 支 出 金		8,974,771
	1. 国 庫 負 担 金	6,912,004
	2. 国 庫 補 助 金	2,062,767
3. 支 払 基 金 交 付 金		10,503,128
	1. 支 払 基 金 交 付 金	10,503,128
4. 県 支 出 金		5,491,786
	1. 県 負 担 金	5,293,043
	2. 県 補 助 金	198,743
5. 財 産 収 入		26,618
	1. 財 産 運 用 収 入	26,618
6. 繰 入 金		6,603,562
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	5,906,464
	2. 基 金 繰 入 金	697,098
7. 諸 収 入		7,717
	1. 雑 入	7,717
歳 入 合 計		40,000,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		741,423 <sup>千円</sup>
	1. 総 務 管 理 費	312,519
	2. 賦 課 徴 収 費	36,417
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	392,487
2. 保 険 給 付 費		37,554,000
	1. 介 護 サービス等諸費	37,554,000
3. 地 域 支 援 事 業 費		1,501,295
	1. 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	1,337,139
	2. 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	164,156
4. 基 金 積 立 金		26,618
	1. 基 金 積 立 金	26,618
5. 公 債 費		230
	1. 公 債 費	230
6. 諸 支 出 金		176,434
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	27,249
	2. 繰 出 金	149,185
歳 出 合 計		40,000,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
介護保険負担割合証等印刷経費	令和8年度から 令和9年度まで	1,800 <sup>千円</sup>
介護保険料通知書印刷等経費	令和8年度から 令和9年度まで	10,600
介護認定審査会事務用封筒印刷経費	令和8年度から 令和9年度まで	230
介護認定審査会ペーパーレス会議システム賃借料	令和8年度から 令和13年度まで	50,000
介護認定調査事務用封筒印刷経費	令和8年度から 令和9年度まで	800
高齢者A I チャット相談窓口運營業務委託	令和8年度から 令和10年度まで	10,560

令和8年度奈良市母子父子寡婦  
福祉資金貸付金特別会計予算

令和8年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 繰 入 金		12,622 <sup>千円</sup>
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	12,622
2. 繰 越 金		17,342
	1. 繰 越 金	17,342
3. 諸 収 入		13,175
	1. 貸 付 金 元 利 収 入	13,075
	2. 雑 入	100
4. 市 債		15,861
	1. 市 債	15,861
歳 入 合 計		59,000

歳 出

款	項	金 額
1. 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費		47,711 <sup>千円</sup>
	1. 総 務 管 理 費	23,919
	2. 貸 付 金	23,792
2. 諸 支 出 金		11,289
	1. 繰 出 金	11,289
歳 出 合 計		59,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	千円 15,861	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに 寡婦福祉法第37条 第2項、第4項及び 第6項に定めるところ による。

## 令和8年度奈良市後期高齢者医療 特別会計予算

令和8年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,412,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		8,695,941 <sup>千円</sup>
	1. 後期高齢者医療保険料	8,695,941
2. 国 庫 支 出 金		4,950
	1. 国 庫 補 助 金	4,950
3. 繰 入 金		1,669,593
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,669,593
4. 繰 越 金		29,891
	1. 繰 越 金	29,891
5. 諸 収 入		11,625
	1. 延滞金・加算金及び過料	926
	2. 償還金及び還付加算金	10,699
歳 入 合 計		10,412,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		116,555 <sup>千円</sup>
	1. 総 務 管 理 費	87,908
	2. 徴 収 費	28,647
2. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		10,295,445
	1. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	10,295,445
歳 出 合 計		10,412,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料通知書印刷等経費	令和8年度から 令和9年度まで	14,000 <sup>千円</sup>

## 令和8年度奈良市サマルカンド 交流事業特別会計予算

令和8年度奈良市のサマルカンド交流事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ193,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国 庫 支 出 金		35,165 <sup>千円</sup>
	1. 国 庫 交 付 金	35,165
2. 財 産 収 入		345
	1. 財 産 運 用 収 入	345
3. 寄 附 金		100,000
	1. 寄 附 金	100,000
4. 繰 入 金		57,490
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	9,655
	2. 基 金 繰 入 金	47,835
歳 入 合 計		193,000

歳 出

款	項	金 額
1. 国 際 交 流 事 業 費		83,000 <sup>千円</sup>
	1. 国 際 交 流 事 業 費	83,000
2. 基 金 積 立 金		110,000
	1. 基 金 積 立 金	110,000
歳 出 合 計		193,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
サマルカンド特別交流展準備・運営委託	令和8年度から 令和9年度まで	78,000 <sup>千円</sup>

## 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定しようとする。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
(奈良市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例(令和2年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

(奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

- (1) 奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年奈良市条例第28号)第6条
- (2) 奈良市病院事業の設置等に関する条例(平成15年奈良市条例第47号)第6条

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

(提案理由)

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、引用条文の整理を行おうとするものである。

## 奈良市附属機関設置条例の一部改正について

奈良市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例

奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する

。

別表市長の部奈良市精神保健福祉連絡協議会の項中「及び自殺対策」を削り、「調査審議」を「審議」に改め、同項の次に次のように加える。

奈良市自殺対策地域協議会	自殺対策に関する重要事項についての審議に関する事務
--------------	---------------------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

自殺対策の推進を強化するため、専門的な知見を有する関係者と審議を行う新たな附属機関として奈良市自殺対策地域協議会を設置するほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市行政手続条例の一部改正について

奈良市行政手続条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市行政手続条例の一部を改正する条例

奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を市役所掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市行政手続条例（以下「改正後の条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の条例第22条第3項（改正後の条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(提案理由)

行政手続法の改正の趣旨を踏まえ、聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合の方法を定めるほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第76の20項中「要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例許可申請手数料」を「要除却等認定マンションの建替え又は更新に係る容積率等の特例許可申請手数料」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に、「に係る容積率」を「又は更新されるマンションに係る容積率又は各部分の高さ」に改める。

別表第107の8項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第107の8項の改正規定は、令和8年5月1日から施行する。

### （提案理由）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、マンションの建替え又は更新に係る高さ等の特例許可申請に関する手数料を設けるほか、関係法律の一部改正に伴い、引用条文の整理等を行おうとするものである。

## 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の利用者負担等に関する条例の一部改正について

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年奈良市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「（乳児等通園支援事業の利用料）」に改め、同条中「、規則」を「、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第1項」に、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」を「同法」に、「保護者から」を「乳児等支援給付認定保護者又は扶養義務者から1時間当たり300円を限度として」に改める。

第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（乳児等通園支援事業の利用料の減免）

第10条 市長は、特に必要と認めるときは、第7条の規定により徴収すべき乳児等通園支援事業の利用料を減免することができる。

（乳児等通園支援事業の利用料の不還付）

第11条 第7条の規定により徴収した乳児等通園支援事業の利用料は還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、市が設置する特定教育・保育施設において実施する乳児等通園支援事業について利用料の限度額を定めるとともに、所要の文言整理を行おうとするものである。

## 奈良市国民健康保険条例の一部改正について

奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第8条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第8条の3第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）」の次に「並びに子

ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第12条の6中「65万円」を「66万円」に改める。

第12条の6の2第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第12条の6の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第12条の6の10中「24万円」を「26万円」に改める。

第12条の7第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第12条の8中「並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額」を削る。

第12条の12の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第12条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第16条及び第16条の3から第16条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第16条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける

補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第21条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第12条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第12条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第12条の16の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第12条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第12条の13第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の50に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度にお

ける被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

- (3) 18歳以上被保険者均等割 第12条の13第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第12条の17 第12条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第15条第1項中「第12条の6の3」の次に「若しくは第12条の14」を加え、「第16条の3第1項(同条第3項)」を「若しくは同条第5項各号に定める額、第16条の3第1項(同条第3項又は第4項)」に、「第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の3第4項第1号(同条第6項)」を「額、同条第5項(同条第7項又は第8項)」に、「又は第4項」を「から第5項まで」に、「若しくは同条第5項各号」を「、同条第6項各号」に、「同条第7項又は第8項」を「同条第8項から第10項まで」に、「に定める額の算定」を「に定める額若しくは第16条の5第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第12条の6の3の額若しくは第12条の8の額」を「、第12条の6の3、第12条の8若しくは第12条の14の額」に改め、「次条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第16条の3第4項第1号に定める額」を「同条第5項に定める額」に、「若しくは同条第5項各号に定める額」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第16条の5第1項に定める額」に改める。

第16条第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改め

、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第12条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

- 6 第12条の16第2項及び第3項の規定は、前項各号ア及びイに規定する額（前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第12条の16第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額（第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）」と読み替えるものとする。

第16条の2中「及び前条第1項」を「、第12条の6の4、第12条の9及び第12条の15並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第16条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「第12条の6の5」との次に「、「第16条第1項各号」とあるのは

「第16条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第12条の16」と、第2項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の16第3項」と読み替えるものとする。

第16条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第5項各号」と、「第12条」とあるのは「第12条の16」と、第6項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の16第3項」と読み替えるものとする。

第16条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「65万円」を「66万円」に、「第5項に」を「第6項に」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に、「65万円」を「66万円」に改め、「17万円」との次に「、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「65万円」を「66万円」に、「24万円」とを「26万円」と、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「65万円」を「66万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第9条」とあるのは「第12条の14」と、「66万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の16」と読み替えるもの

とする。

第16条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第9条」とあるのは「第12条の14」と、「66万円」とあるのは「3万円」と、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第5項各号」と、第7項中「第12条」とあるのは「第12条の16」と読み替えるものとする。

第16条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第16条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第12条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第16条第5項、第16条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第12条の16第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第12条の16第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附則第14項の前の見出し及び同項から第16項まで並びに附則第17項の前の見出し及び同項から第19項までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第8条の2、第12条の6、第12条の13から第12条の17まで及び第15条から第16条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

子ども・子育て支援法等及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金賦課額に係る規定を追加するとともに、保険料の賦課限度額及び保険料の減額の対象となる所得基準額の引上げを行うほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市介護保険条例の一部改正について

奈良市介護保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例

奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の3条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第8条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万円以上65万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第

1 3号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号に係る部分に限る。)の規定の適用につ

いては、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第9条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万円以上65万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万円以上161万9千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万円以上65万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万円以上161万9千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定

の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度分の保険料の減免の特例)

第10条 市長は、令和8年度分の保険料について、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者に対し、申請によらずに減免することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

令和7年度税制改正に伴い、給与所得控除の最低保障額の引上げの影響を受けることによる介護保険料の激変を緩和するため、令和8年度における特例措置を講じようとするものである。

## 奈良市自転車駐車場条例の一部改正について

奈良市自転車駐車場条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市自転車駐車場条例（昭和59年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「及びプリペイドカード（使用料の支払のために使用することができるものとして電磁的方法により記録されている金額に応ずる対価を得て発行する証票であつて未使用残高が当該方法により記録されるものをいう。）」を削る。

第8条中「次の各号に」を「次に」に改める。

別表の2の表備考以外の部分を次のように改める。

### 2 奈良市高の原第四自転車駐車場

利用の区分	一時使用料 (1回につき)
自転車	120円
原動機付自転車	220円
小型自動二輪車	300円
中型自動二輪車	
大型自動二輪車	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市自転車駐車場条例別表の2の表の規定は、この条例の

施行の日以後の利用の承認に係る使用料について適用し、同日前の利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

施設の老朽化及び施設運営の効率化のため高の原第四自転車駐車場の整備を行うことに伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市道路占用料に関する条例等の一部改正について

奈良市道路占用料に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市道路占用料に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市道路占用料に関する条例(昭和28年奈良市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	940円
	第二種電柱		1,400円
	第三種電柱		2,000円
	第一種電話柱		840円
	第二種電話柱		1,300円
	第三種電話柱		1,800円
	その他の柱類		84円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	5円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	820円

	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	500円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,700円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		710円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	5,400円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,700円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	35円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		50円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		76円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		100円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		150円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		200円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		350円
	外径が0.7メートル以上		500円

	1メートル未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの			1,000円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,700円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が2のもの			
		階数が3以上のもの			
	上空に設ける通路				2,700円
	地下に設ける通路				1,600円
	その他のもの				1,700円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	54円	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	540円	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	540円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	5,400円	
	標識		1本につき1年	1,300円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的	1本につき1日	54円	

		に設けるもの		
		その他のもの	1本につき1月	540円
	幕（令第7条第4号に掲げる工施用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	54円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	540円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	5,400円
		その他のもの		2,700円
令第7条第4号に掲げる工施用施設及び同条第5号に掲げる工施用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	540円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				170円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.018を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.026を乗じて得た額		

令第7条第9号 に掲げる施設	建築物	Aに0.015 を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.011 を乗じて得た額
その他前各項により難い占用物件		前各項に準じて市長が定める額

(奈良市準用河川管理条例の一部改正)

第2条 奈良市準用河川管理条例（平成12年奈良市条例第7号）の一部を次のように改める。

別表の1の表備考以外の部分を次のように改める。

1 流水・土地占用料

区分	種別	単位	占用料	摘要
流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	毎秒1リットル 1年につき	5,230円	
土地占用料	第一種電柱	1本 1年につき	940円	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。
	第二種電柱	1本 1年につき	1,400円	
	第三種電柱	1本 1年につき	2,000円	
	第一種電話柱	1本 1年につき	840円	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。
	第二種電話柱	1本 1年につき	1,300円	
	第三種電話柱	1本 1年につき	1,800円	
	公衆電話所	1個 1年につき	1,700円	
	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	200円	

埋設又は架設管類	外径が40センチメートル以上70センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	350円	
	外径が70センチメートル以上100センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	500円	
	外径が100センチメートル以上のもの	1メートル 1年につき	1,000円	
仮設建築物		1平方メートル 1月につき	170円	露店、 工事用 建築物 その他 これに 類する もの
通路橋、通路		1平方メートル 1年につき	1,640円	
その他前各項により難い 工作物		1平方メートル 1年につき	3,400円	
原形のままの占用		1平方メートル 1年につき	170円	農耕地 、採草 地等
養魚		1平方メートル 1年につき	450円	

(奈良市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市法定外公共物の管理に関する条例（平成16年奈良市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「1,390円」を「1,640円」に改める。

(奈良市都市公園条例の一部改正)

第4条 奈良市都市公園条例（昭和46年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表備考以外の部分を次のように改める。

2 都市公園を占用する場合

占用物件		単位	期間	金額
電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの	第一種電柱	1本	1年	940円
	第二種電柱			1,400円
	第三種電柱			2,000円
	第一種電話柱			840円
	第二種電話柱			1,300円
	第三種電話柱			1,800円
	その他の柱類			84円
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	8円
	地下に設ける電線その他の線類			5円
	地表に設ける変圧器	1個	1年	820円
	地下に設ける変圧器	1平方メートル	1年	500円
	簡易型携帯電話システム無線基地局	1基	1年	1,700円
	変圧塔その他これに類するもの	1個	1年	1,700円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	1年	35円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			50円
	外径が0.1メートル以上			76円

	0. 15メートル未満のもの			
	外径が0. 15メートル以上0. 2メートル未満のもの			100円
	外径が0. 2メートル以上0. 3メートル未満のもの			150円
	外径が0. 3メートル以上0. 4メートル未満のもの			200円
	外径が0. 4メートル以上0. 7メートル未満のもの			350円
	外径が0. 7メートル以上1メートル未満のもの			500円
	外径が1メートル以上のもの			1,000円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けるもの	1平方メートル	1年		1,700円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年		710円
公衆電話所				1,700円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設ける仮設工作物	1平方メートル	1月		540円
標識	1本	1年		1,300円
防火用貯水槽で地下に設けるもの	1平方メートル	1年		1,700円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	1平方メートル	1月		540円
土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	トル			
その他前各項により難い占用物件	前各項に準じて市長が定める額			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定により道路の占用の許可を受けている者又は現に占用している者の当該占用に係る占用料の額については、第1条の規定による改正後の奈良市道路占用料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項において準用する同法第23条又は第24条の規定により河川の占用等の許可を受けている者又は現に占用等をしている者の当該占用等に係る流水占用料等の額については、第2条の規定による改正後の奈良市準用河川管理条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、現に奈良市法定外公共物の管理に関する条例第4条第1項の規定により法定外公共物の占用の許可を受けている者又は現に占用している者の当該占用に係る占用料の額については、第3条の規定による改正後の奈良市法定外公共物の管理に関する条例第5条第2項第2号及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際、現に都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の規定により都市公園の使用の許可を受けている者又は現に使用している者の当該使用に係る使用料の額については、第4条の規定による改正後の奈良市都市公園条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

道路法施行令の一部改正に準拠し、市道、準用河川、法定外公共物及び都市公園に係る占用料等の額の改定を行おうとするものである。

## 奈良市公民館条例の一部改正について

奈良市公民館条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市公民館条例の一部を改正する条例

奈良市公民館条例（昭和39年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表田原公民館横田分館の項を削る。

第11条第1項及び第12条第1号中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

地域の拠点施設の整備の見直しに伴い、田原公民館横田分館を廃止しようとするものである。

## 奈良市立看護専門学校の設置及び管理 に関する条例の一部改正について

奈良市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

奈良市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例（平成24年奈良市条例第33号）  
の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び入学考査料」を「、入学考査料、再試験料及び再実習料」に改め、同項に次の2号を加える。

(4) 再試験料 1回につき3,000円

(5) 再実習料 1日につき5,000円

第5条に次の2項を加える。

4 再試験料は、再試験願を提出した後、再試験の日までに納付しなければならない。

5 再実習料は、再実習願を提出した後、再実習の日までに納付しなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

看護専門学校において学生の学習意欲を高め、再試験及び再実習の発生を抑制することで医療教育の質の向上を図るため、再試験料及び再実習料を設定しようとするものである。

## 奈良市企業職員の給与の種類及び基準 に関する条例の一部改正について

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第3条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第3条の2の次に次の1条を加える。

第3条の3 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される第3条第2項の給料額及び第5条の2の地域手当の額の合計額に基づき管理者が定める額が、その在籍する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものには、採用の日から管理者が定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

2 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項中「第3条の2」の次に「、第3条の3」を加える。

(提案理由)

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正により第2種初任給調整手当が創設されることに伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。



## 市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

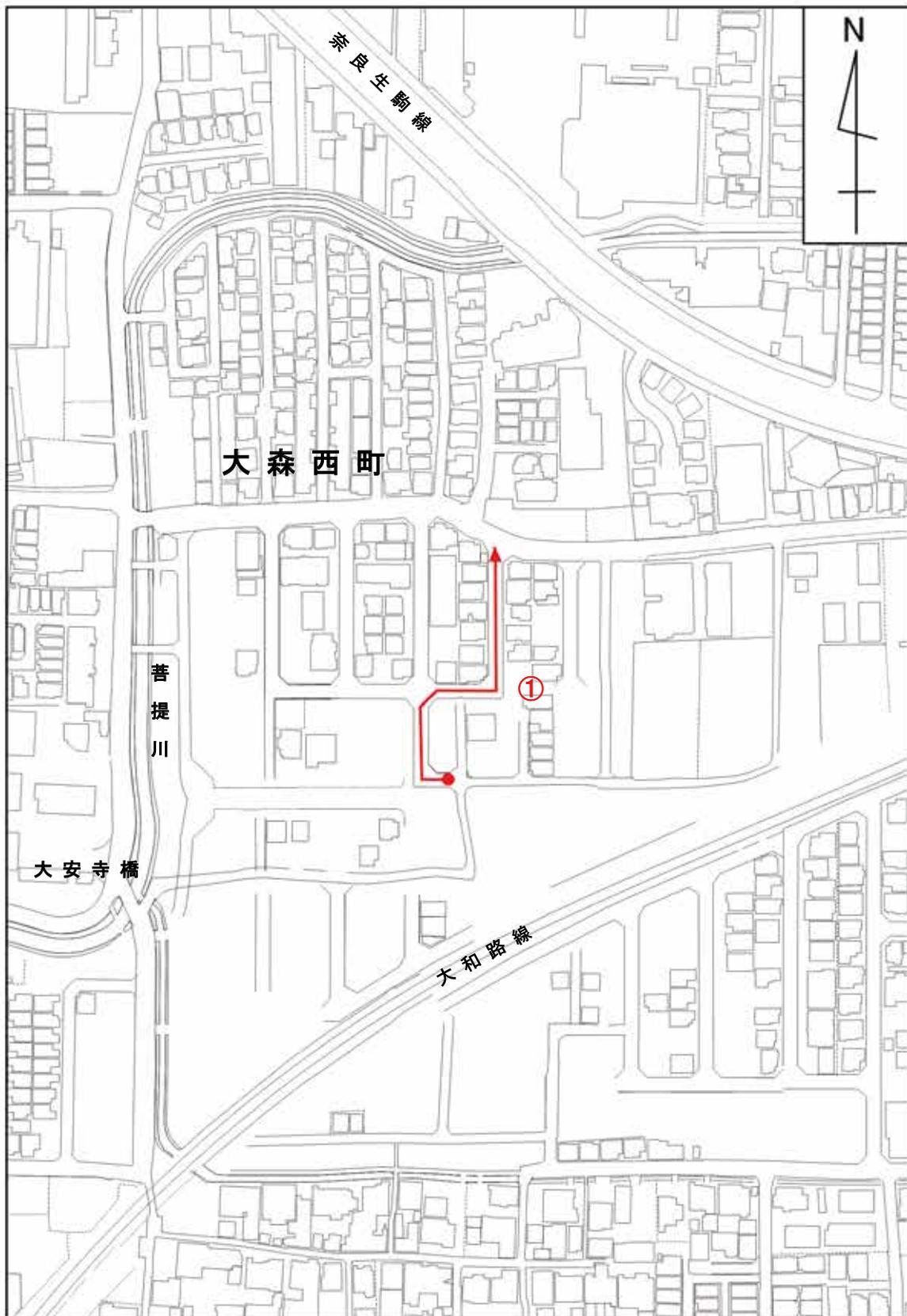
令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	北部第268号線	大森西町 177番1地先から	大森西町 172番1地先まで	L = 141.5 W = 3.5~8.0
2	中部第449号線	六条西一丁目 1537番23地先から	六条西一丁目 1302番15地先まで	L = 120.1 W = 9.7
3	中部第1787号線	六条西二丁目 1537番486地先から	六条西二丁目 1537番476地先まで	L = 92.4 W = 6.0~8.0
4	西部第686号線	五条畑二丁目 1056番200地先から	五条西一丁目 1162番地先まで	L = 661.5 W = 3.2~14.5

① 北部第 268 号線

廃止しようとする路線



② 中部第 449 号線

廃止しようとする路線



③ 中部第 1787 号線



④ 西部第 686 号線

廃止しようとする路線



## 市道路線の認定について

次の路線を市道路線に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

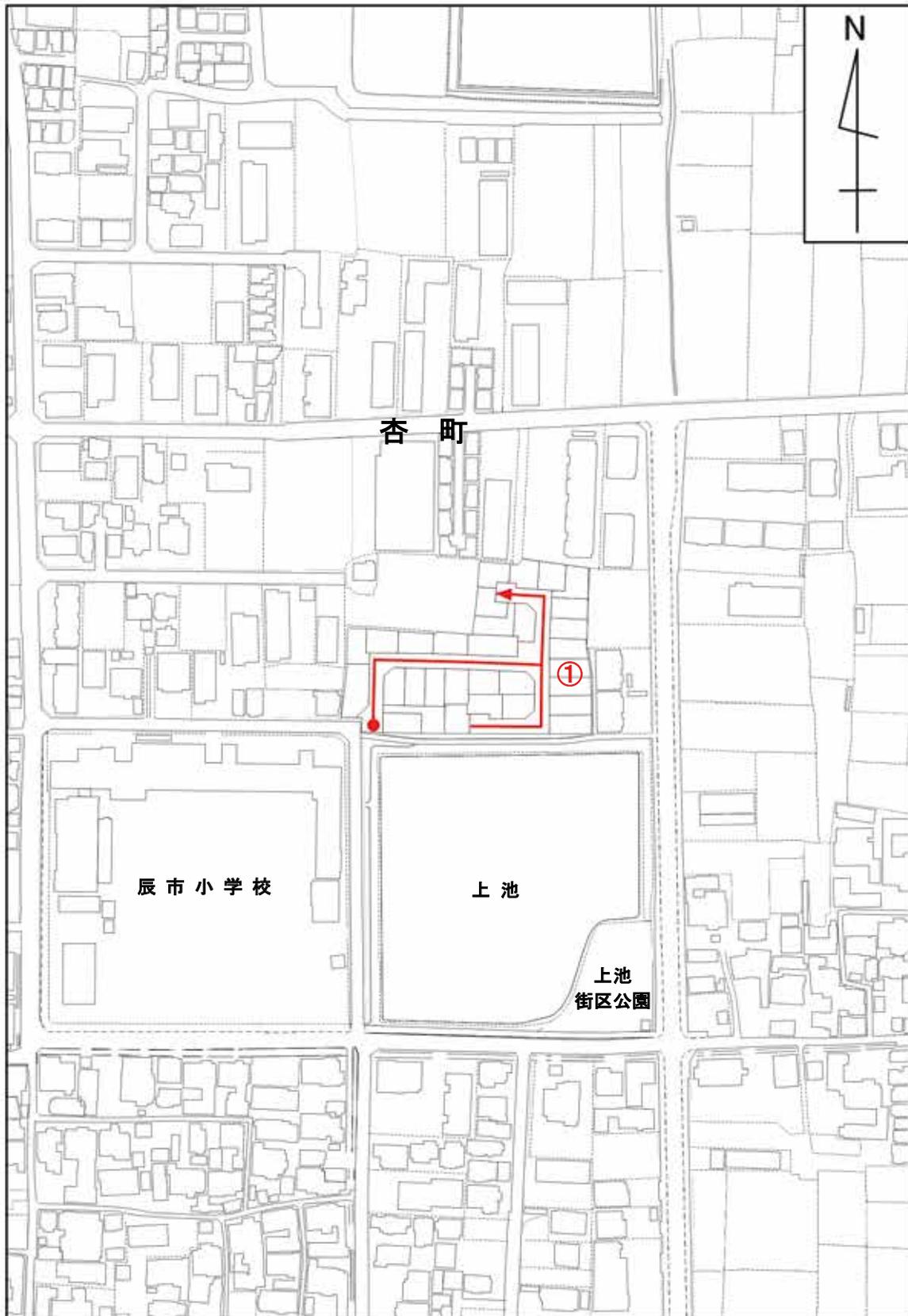
令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	南部第741号線	杏町 585番31地先から	杏町 585番24地先まで	L = 195.3 W = 6.0~8.0
2	北部第268号線	大森西町 176番地先から	大森西町 172番1地先まで	L = 88.6 W = 6.0
3	北部第829号線	大森町 156番1地先から	大森町 103番1地先まで	L = 155.7 W = 6.0
4	中部第449号線	六条西一丁目 1201番2地先から	六条西一丁目 1302番15地先まで	L = 246.3 W = 9.7~10
5	中部第1808号線	疋田町 529番23地先から	疋田町 529番27地先まで	L = 41.0 W = 6.0~8.0
6	中部第1809号線	押熊町 1290番1地先から	押熊町 1302番1地先まで	L = 85.5 W = 6.0~8.0
7	中部第1810号線	疋田町五丁目 442番5地先から	疋田町五丁目 442番8地先まで	L = 35.4 W = 6.0~8.0
8	中部第1811号線	西大寺北町一丁目 285番10地先から	西大寺本町 254番5地先まで	L = 78.6 W = 6.0~8.0
9	中部第1812号線	七条一丁目 384番1地先から	七条一丁目 2416番地先まで	L = 59.2 W = 6.0~8.0
10	中部第1813号線	西大寺新池町 1827番7地先から	西大寺新池町 1827番19地先まで	L = 39.7 W = 6.0~8.0
11	中部第1814号線	平松一丁目 860番10地先から	平松一丁目 860番8地先まで	L = 39.1 W = 6.0~8.0
12	中部第1815号線	平松四丁目 360番29地先から	平松四丁目 360番24地先まで	L = 64.8 W = 6.0~8.0
13	中部第1816号線	四条大路一丁目 764番3地先から	四条大路一丁目 760番8地先まで	L = 44.4 W = 6.0~8.0
14	中部第1817号線	六条西二丁目 1537番486地先から	六条西二丁目 1537番476地先まで	L = 94.1 W = 6.0~8.0
15	中部第1818号線	西大寺赤田町二丁目 810番3地先から	菅原町 632番2地先まで	L = 1167.0 W = 24.0~28.0
16	西部第686号線	五条畑二丁目 1141番47地先から	五条西一丁目 1162番地先まで	L = 663.9 W = 3.2~14.5
17	西部第1534号線	藤ノ木台二丁目 1番987地先から	中町 488番16地先まで	L = 39.3 W = 6.0~8.0
18	西部第1535号線	赤膚町 1051番7地先から	赤膚町 1202番245地先まで	L = 313.4 W = 6.0~8.0
19	西部第1536号線	中山町西二丁目 868番59地先から	中山町西二丁目 896番4地先まで	L = 221.5 W = 6.0~13.0

① 南部第 741 号線

認定しようとする路線



② 北部第 268 号線

認定しようとする路線



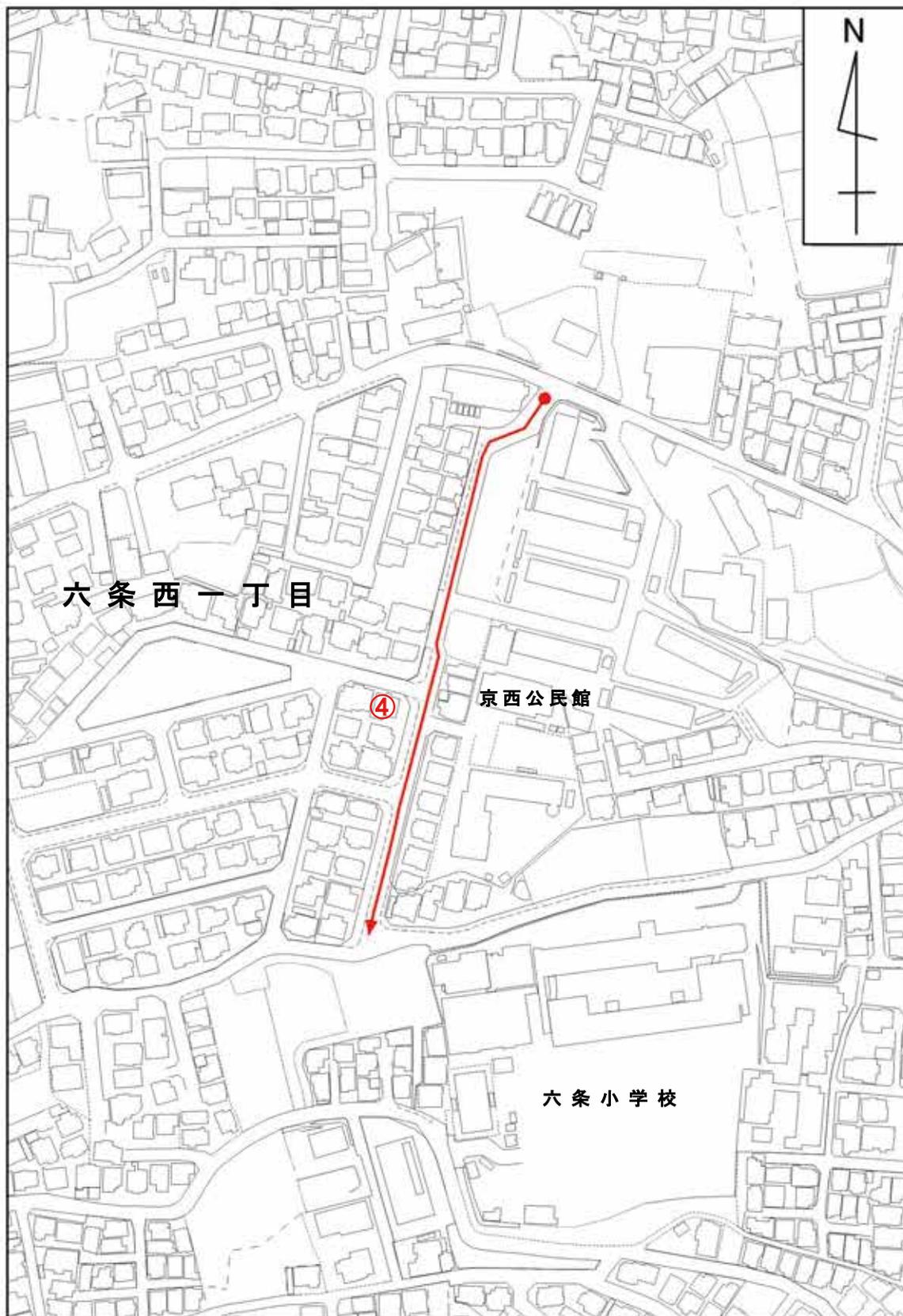
③ 北部第 829 号線

認定しようとする路線



④ 中部第 449 号線

認定しようとする路線



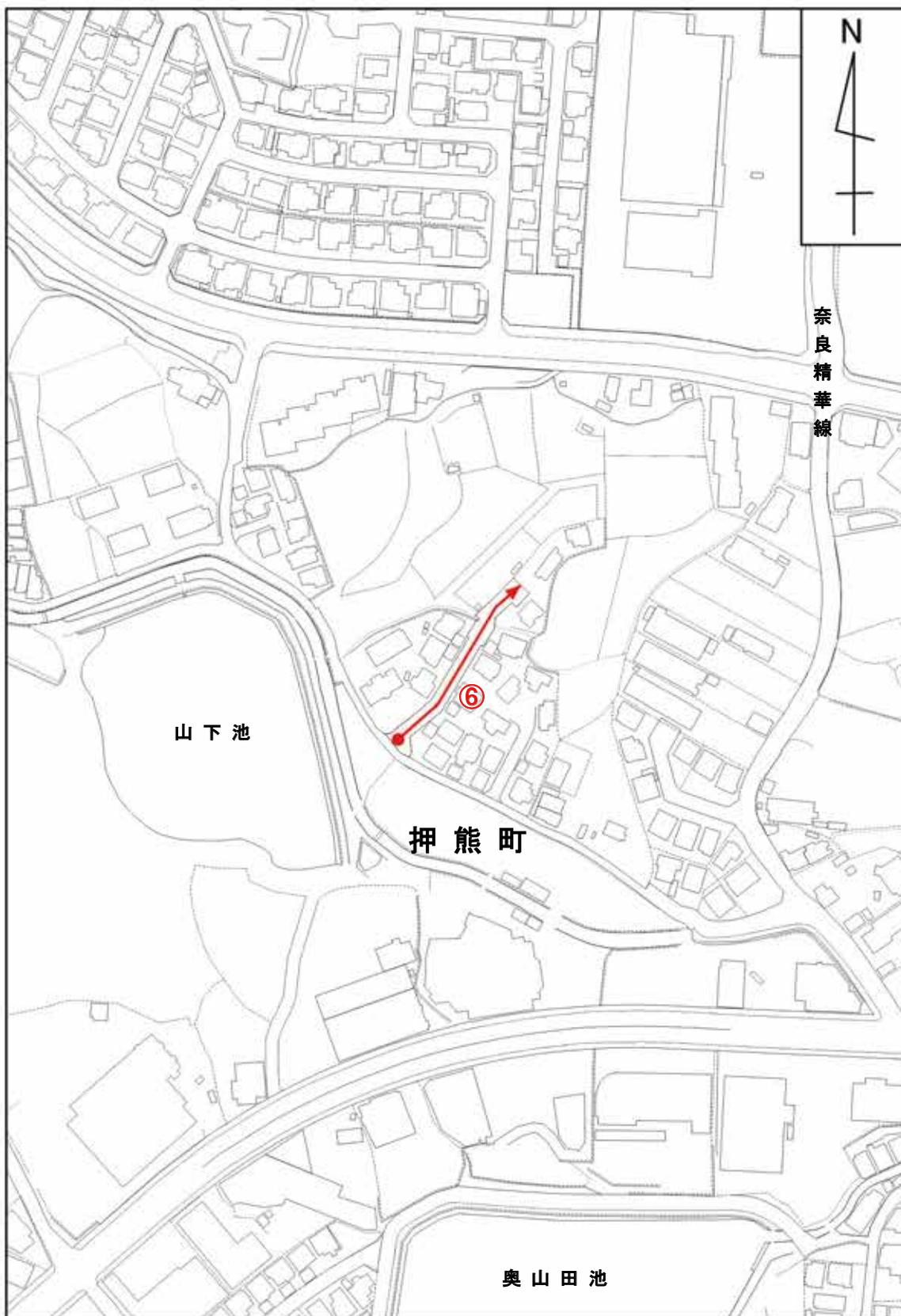
⑤ 中部第 1808 号線

認定しようとする路線



⑥ 中部第 1809 号線

認定しようとする路線



⑦ 中部第 1810 号線

認定しようとする路線



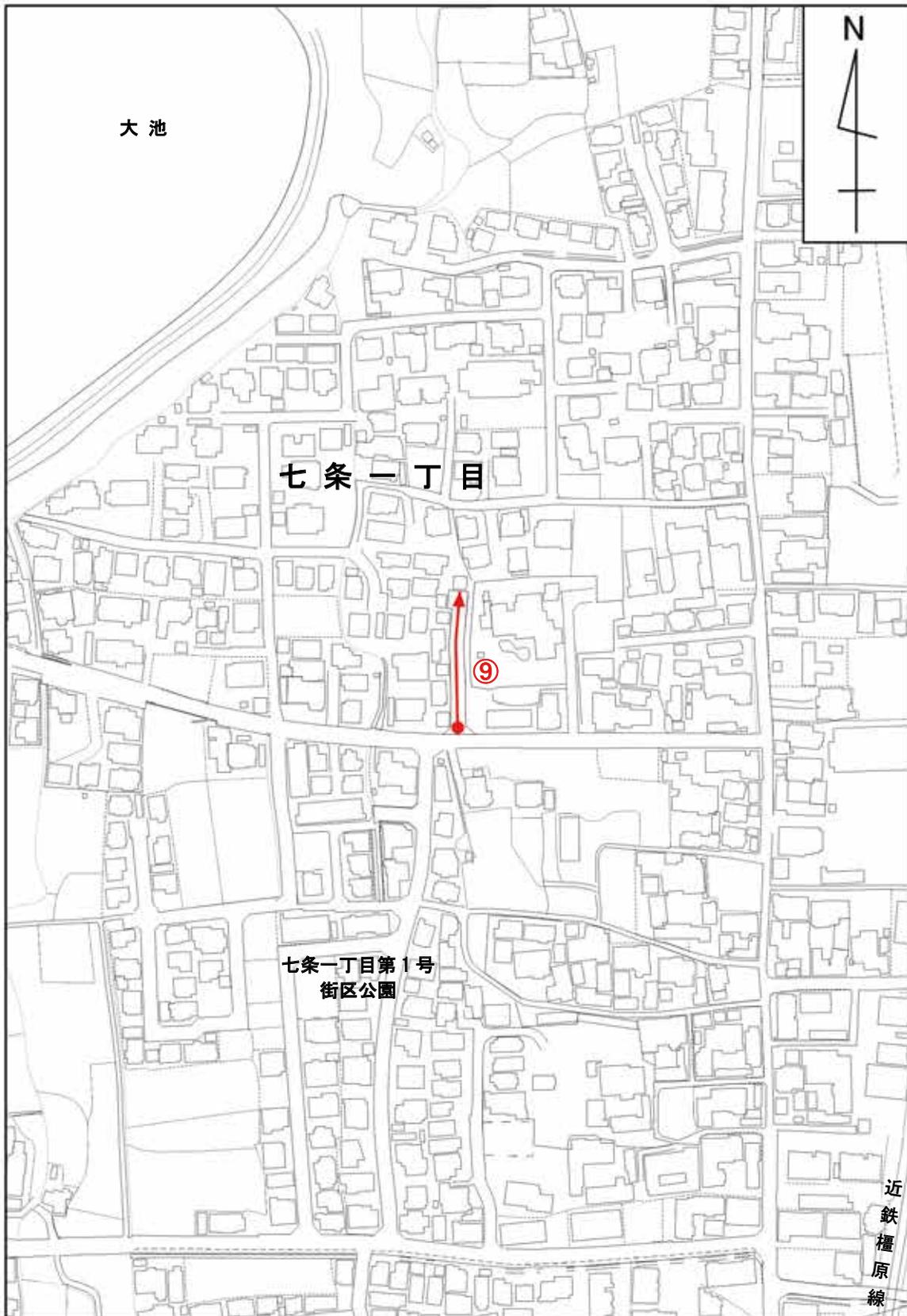
⑧ 中部第 1811 号線

認定しようとする路線



⑨ 中部第 1812 号線

認定しようとする路線



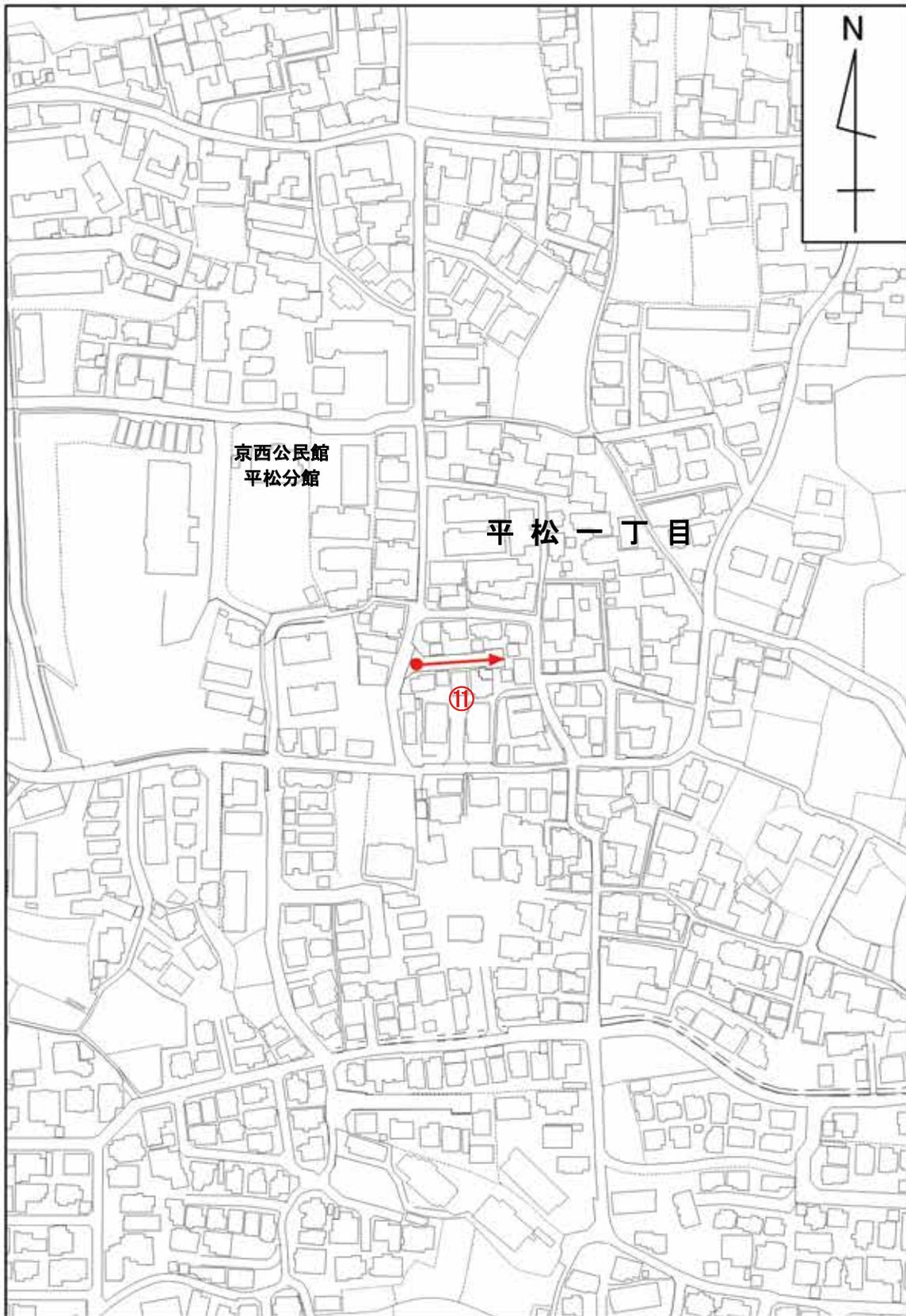
⑩ 中部第 1813 号線

認定しようとする路線



⑪ 中部第 1814 号線

認定しようとする路線



⑫ 中部第 1815 号線

認定しようとする路線



⑬ 中部第 1816 号線

認定しようとする路線



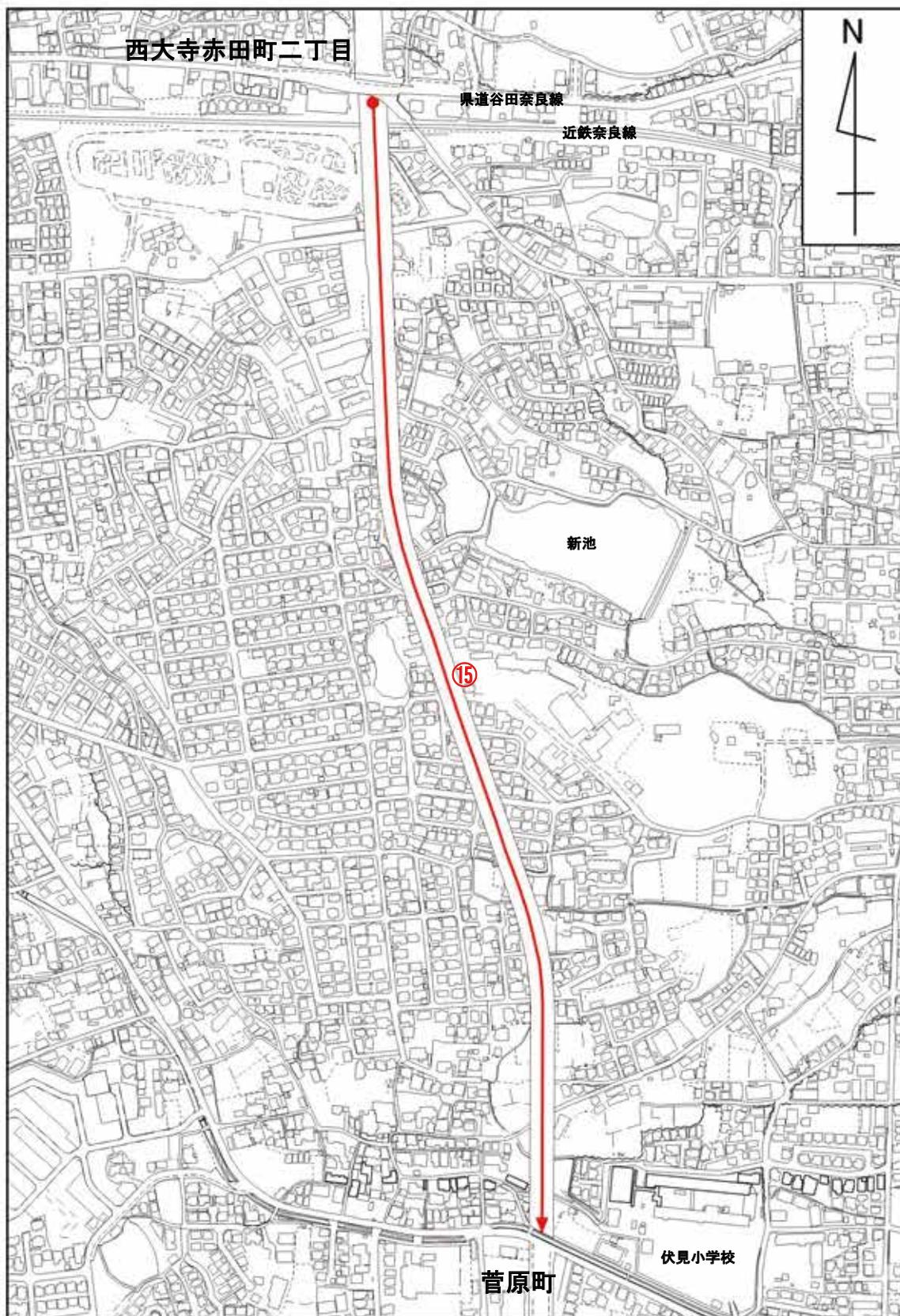
⑭ 中部第 1817 号線

認定しようとする路線



⑮ 中部第 1818 号線

認定しようとする路線



①⑥ 西部第 686 号線

認定しようとする路線



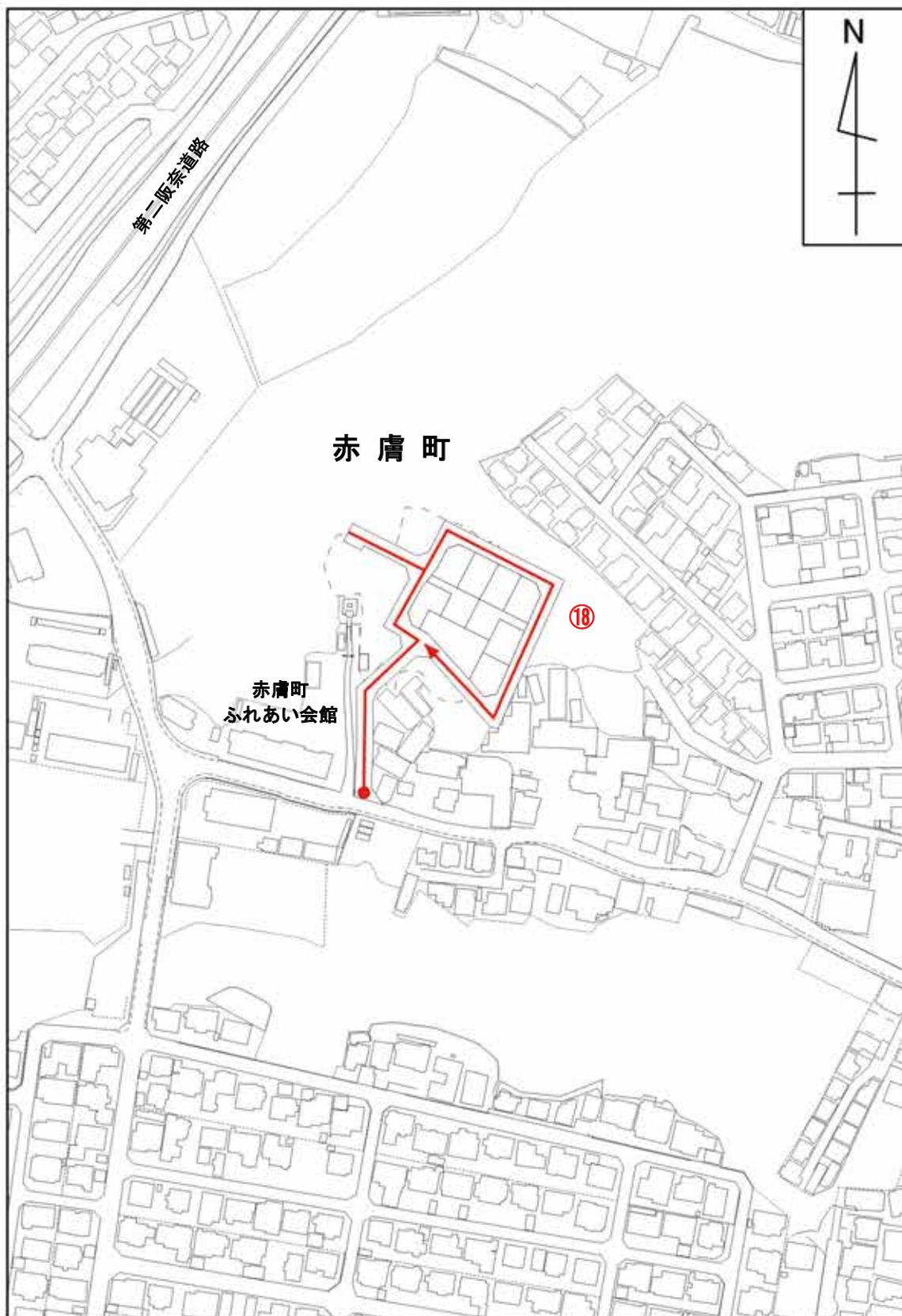
⑰ 西部第 1534 号線

認定しようとする路線



⑱ 西部第 1535 号線

認定しようとする路線



①9 西部第 1536 号線

認定しようとする路線



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市川上町418番地の1

奈良市北人権・コミュニティセンター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市東之阪町自治会

代表者

3 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市人権・コミュニティセンター条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市北人権・コミュニティセンターの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 奈良市北人権・コミュニティセンターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

名 称	所 在 地
奈良市古市児童館	奈良市古市町1263番地
奈良市横井児童館	奈良市横井五丁目337番地の2
奈良市東之阪児童館	奈良市川上町461番地の1
奈良市大宮児童館	奈良市西之阪町5番地の1

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杉ヶ町23番地

公益財団法人奈良市生涯学習財団

理事長 西谷 忠雄

### 3 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市児童館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 児童館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 児童館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市柏木町519番地の5

奈良市総合医療検査センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市柏木町519番地の7

一般社団法人奈良市医師会

代表理事 国分 清和

3 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市総合医療検査センター条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市総合医療検査センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

名 称	所 在 地
旧柳生藩家老屋敷	奈良市柳生町155番地の1
旧柳生藩陣屋跡	奈良市柳生町337番地
柳生観光駐車場	奈良市柳生下町491番地

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市柳生町155番地の1

柳生観光協会

会長 大東 正人

### 3 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 観光施設の入場及び使用の承認及び制限に関すること。
- (2) 観光施設の施設及び設備等の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市佐保台西町115番地

奈良市勤労者総合福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市勤労者総合福祉センター条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市勤労者総合福祉センターの利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 奈良市勤労者総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。



# 履 歴 書

氏 名 和 田 悟

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

## 学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

## 職 歴

[REDACTED] [REDACTED]



# 履 歴 書

氏 名 森 本 直 也

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

## 学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

## 職 歴

[REDACTED]	[REDACTED]

## 資 格

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]



# 履 歴 書

氏 名 加 藤 国 子

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

## 学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

## 職 歴

[REDACTED] [REDACTED]







履 歴 書

氏 名 三 浦 啓 司

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]



履 歴 書

氏 名 神 殿 和 之

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]



